

第3章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、沿岸市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

<主な実施機関>

県(総務部、農林水産部、土木部)、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東北総合通信局、仙台湾気象台、日本郵便(株)東北支社、東日本電信電話(株)宮城支店、日本放送協会仙台放送局、東北放送(株)、(株)仙台放送、(株)宮城テレビ放送、(株)東日本放送、(株)エフエム仙台

第1 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に、要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

仙台湾気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を

3-1 情報の収集・伝達

解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く住民等への提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 大津波警報、津波警報の伝達

1 県の対応

県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティーFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。

2 沿岸市町の対応

沿岸市町は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は指示を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

なお、沿岸市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第4 地震・津波情報

仙台管区気象台は、津波警報等・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1 情報の種類

(1) 津波警報等

イ 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ロ 津波警報等の留意事項

- (イ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (ロ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ハ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

イ 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の

観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推測される沿岸での推定値(第1波の到達時刻, 最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値, 沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」, 沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値, 沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」, 沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値, 沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

ロ 津波情報の留意事項

(イ) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(ロ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ハ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(ニ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が要である旨を発表

(4) 担当津波予報区

仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区(津波予報を担当する対象の沿岸域)は東北地方沿岸であり、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより沿岸市町等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報・注意報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。

(3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第5 災害情報収集・伝達

1 地震発生直後の被害の収集・伝達

(1) 沿岸市町及び消防機関は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝

達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- (2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、沿岸市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該沿岸市町の区域(海上を含む)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

- (3) 県は、沿岸市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

- (4) 警察は、ヘリコプター、パトカー及び警備艇等により情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害の収集など被害規模を早期に把握する。

また、概括的な情報を警察庁に報告し、県及び防災関係機関に対しても通報する。

- (5) 県、沿岸市町及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

なお、県職員に係る登庁途中における被害状況報告書は、別に定める。

- (6) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、総務省消防庁に報告するとともに被災沿岸市町や各防災関係機関に直ちに提供する。

2 情報の収集

- (1) 県は、津波による災害が発生した場合は、速やかに沿岸市町に対して被害概況の報告を求め、沿岸市町及び消防機関等からの被害情報を県出先機関(地方振興事務所・地域事務所)を経由して収集するとともに、総合防災情報システム(MIDORI)を活用して情報収集する。

- (2) 県は、必要に応じ沿岸市町に職員を派遣するなど、沿岸市町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行い、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

- (3) 県は、沿岸市町において情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

- (4) 県は、沿岸市町からの被害報告及び防災ヘリコプター等による情報収集活動により、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対

し、被害状況の把握について応援を要請するなどの対応により、警察及び防災関係機関と緊密に連携し、各機関で収集した被害情報について相互に情報交換する。

- (5) 県は、必要に応じてタクシー防災レポート車制度や社団法人宮城県隊友会と締結した「災害時における隊友会の協力に関する協定」に基づく災害時における情報の収集、救援活動等の補助による被害現場等からの情報を活用する。
- (6) 県は、防災ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を活用して、上空からの迅速な被害情報の収集を行うとともに、各防災関係機関のヘリコプターテレビ伝送システム等による情報収集を行う。
- (7) 沿岸市町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。
- (8) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係沿岸市町及び他の防災関係機関に報告又は通報する。
- (9) 港湾・漁港管理者及び海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。

- (10) 東北地方整備局は、津波予報解除後に津波の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。
- (11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとする。特に、大規模な地震や海上災害が発生した場合等においては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。

- (12) 第二管区海上保安本部は、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

3 情報の伝達

- (1) 県と沿岸市町の間においての情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

- (2) 県及び沿岸市町は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。また、沿岸市町は、同報無線、消防無線、携帯電話、ワンセグ等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。
- (3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して、首相官邸及び非常(緊急)災害対策本部に情報伝達する。
- (4) 報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の伝達を行う。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

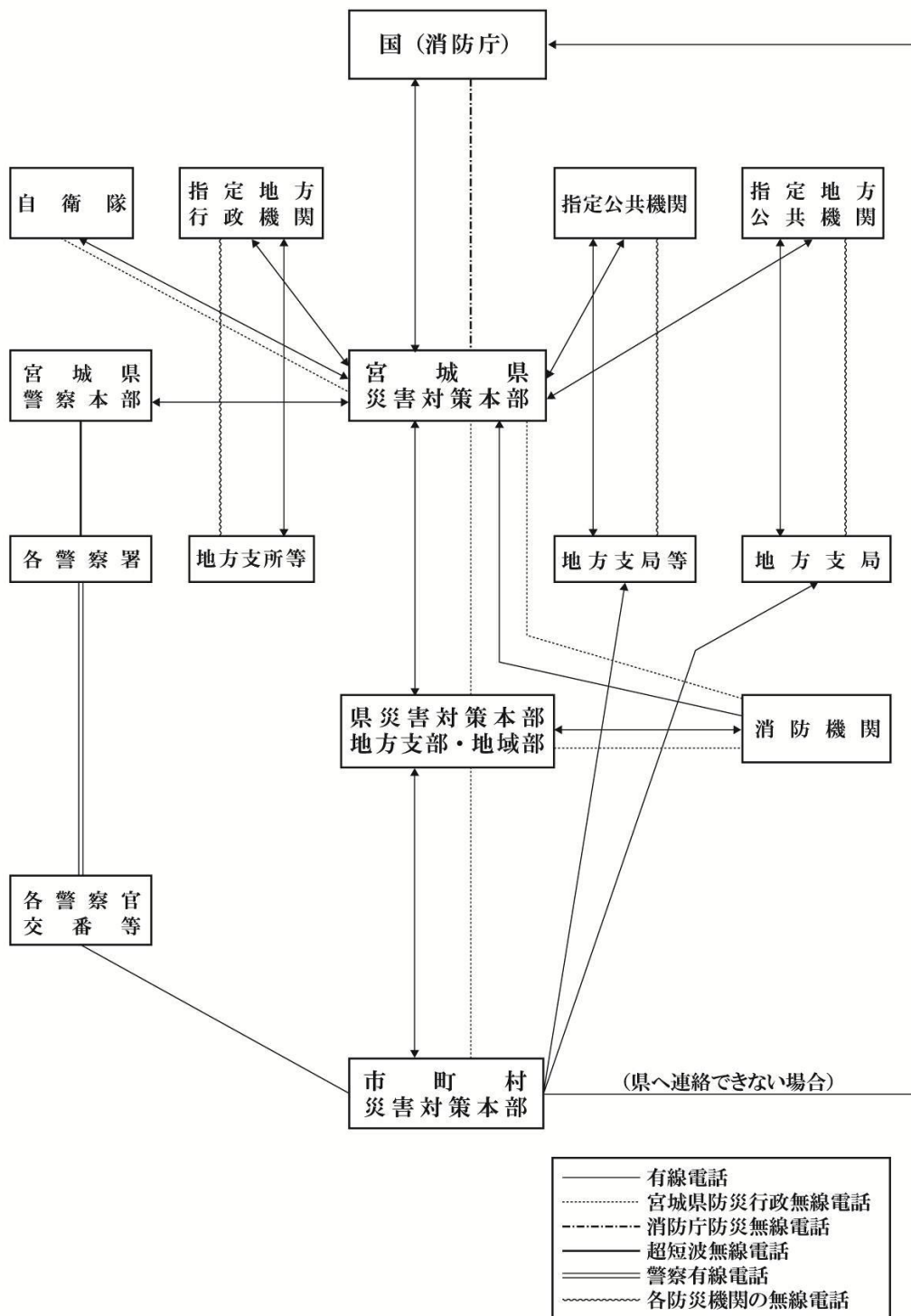
県、沿岸市町及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- イ 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- ロ 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ハ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること
- ニ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- イ 県、沿岸市町及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。
- ロ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ハ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

宮城県災害対策本部災害情報連絡系統図



(3) 被害状況等の報告

- イ 沿岸市町(沿岸市町災害対策本部長)は、沿岸市町被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。
- ロ 県は、次に掲げる災害が生じた際には、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に対し速やかに報告する。
 - (イ) 県災害対策本部を設置した災害
 - (ロ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (ハ) (イ)又は(ロ)に定める災害になるおそれのある災害
- ハ 国への報告に際しては、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う
- ニ 県の関係地方機関の長(支部班長)は、被害情報を収集して各部局長及び地方振興事務所長(地方支部長)に報告し、各部局長は、収集した情報を取りまとめの上、知事(災害対策本部長)に報告する。

ただし、緊急を要すると認められるものについてはこの限りでない。
- ホ 各防災関係機関は、県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したときは、防災業務計画等の定めるところにより被害状況及びその経過について収集し、随時、県所管部局長(災害対策本部員)を通じて知事(災害対策本部長)に報告する。
- ヘ 応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、沿岸市町は10日以内に県へ、県は20日以内に内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を各1部ずつ総務省消防庁へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上報告する。

第6 通信・放送手段の確保

1 災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

大規模地震・津波災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- イ 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- ロ 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。

- ハ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- ニ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- ホ PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
- ヘ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
ただし、相手によってはふくそうもある。
- ト 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城支店から市町村役場等に配備されている衛星電話。
- チ 国土交通省回線(緊急連絡用回線)…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- リ 消防庁回線(消防防災無線)…消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- ヌ 内閣府回線(中央防災無線)…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- ル 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- ヲ 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- ワ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。
- カ MCA無線システム…(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
- コ 非常通信…県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- ク インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
- ケ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。「171」は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、「web171」はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日

本公式ホームページ等で知らせる。

ソ 災害用伝言板…大規模災害発生時，携帯電話・PHS 事業者各社が提供するサービスで，安否情報の登録・確認ができる。

(2) 非常時の通信の確保

イ 県は，災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合，東北総合通信局に連絡し，東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

ロ 東北総合通信局は，被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図る。

ハ 県及び電気通信事業者は，携帯電話や衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

ニ 電気通信事業者は，災害時において，県，及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ホ 県は，災害時の無線局運用時において，通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため，通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

(3) 郵便関係の措置

日本郵便(株)東北支社は，災害救助法が適用され，現に救助を必要とする被災者で，収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは，1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また，被害の状況により，被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物，通常葉書又は盲人用点字郵便物については，料金を免除する。

なお，取り扱う郵便局等については，決定次第周知する。

2 消防無線通信施設

消防機関は，災害が発生した場合の，救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように，通信手段の確保に努める。また，通信施設の機能に支障が生じた場合には，早急に復旧を行うとともに，代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

3 警察情報通信施設

(1) 警察は，災害発生後直ちに情報通信手段の機器，施設及び機能の確認を行うとともに，支障が生じた機器等の復旧を行い，通信の確保に必要な措置を講じる。

(2) 必要に応じて，東北管区警察局に応急通信用情報通信機材等を要請し，情報通信手段を確保する。

4 放送施設

(1) 日本放送協会仙台放送局

イ 放送体制

大規模地震・津波が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。

また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報等を放送する。

ロ 放送応急対策

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。

また、取材・放送送出等に支障をきたさないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期す。

(2) 東北放送株式会社

イ 放送体制

大規模地震・津波など重大な災害が発生した場合、「事業継続計画」「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」に沿って初動体制をとり、以後全社的規模での放送・取材体制を組む。また、関係機関(東北総合通信局、自治体、警察、消防、気象台など)との連絡を密にしながら、災害情報・生活情報・安否情報等をラジオ及びテレビの特性を考慮した内容で放送し、二次災害の防止、被災者への情報提供などに万全を期す。

ロ 放送応急対策

(イ) 大規模地震などで現用放送設備が使用不能となった場合、復旧・代替設備への切り替えを最優先とし放送の確保に努める。

(ロ) 自力での放送継続のほか、系列局等との協力・応援体制を作り放送・取材にあたる。

(3) 株式会社仙台放送

イ 放送体制

「非常災害基本マニュアル」に基づき、震度5弱以上の大地震やそれに伴う津波、火災などの大災害を非常災害と定義する。非常災害が発生した場合、「災害対策本部」が設置されるまでの応急対策として報道局を中心に「緊急報道部」を組織する。緊急報道部は、速やかに状況を判断して、緊急災害放送を実施し災害初期の混乱を防止するとともに、住民の安全確保のための緊急情報を他の番組に優先して放送する。災害対策本部が設置された場合は、全社員が出社して放送業務を遂行する。

ロ 放送応急措置

放送設備の電源、送出・送信機器、通信回線等の保守点検を速やかに実施し、

テレビ放送の継続に必要な設備，機器等の確保と運用に全力を挙げる。また，系列の隣接局との相互協力体制，応援体制をとり，取材・放送等に支障をきたさないように万全を期す。

(4) 株式会社宮城テレビ放送

イ 放送体制

大規模災害発生時には「非常災害対策要綱」に基づき「非常災害対策本部」を設置する。「非常災害対策本部」は宮城県防災会議のほか，関係機関との連絡を密にしながら災害広報に協力し，二次災害の予防，被害の軽減に役立つ放送を実施する。

ロ 放送応急措置

「非常災害対策本部」のもとに「放送対策本部」を設置する。「放送対策本部」は県民の混乱を防止し，人心の安定と災害の復旧に協力するため，「非常災害時の放送マニュアル」により県民の求める情報を収集し，適時適切な放送を行う。放送継続のために下記の事項に関し，最大限の努力を払う。

- (イ) 送信所，中継所の確保
- (ロ) 機械室，電源の確保及び放送用回線の確保
- (ハ) 取材機器の維持と出動体制確保
- (ニ) 中継資材，機材の確保
- (ホ) 放送番組の継続，ローカル枠の緊急編成などの措置

(5) 株式会社東日本放送

イ 放送体制

(イ) 非常災害対策規定に基づき直ちに非常災害対策本部を設置し，総動員態勢で災害報道にあたるとともに，テレビ朝日系列各社からの応援による放送取材体制を確立する。

(ロ) 関係機関(自治体，警察，消防，気象台等)との連絡を密にしながら，災害・被災状況を的確に把握するとともに，災害・生活・安否情報等を提供し，二次災害や社会的混乱の防止等に努め，被災者の救援・復旧・安定に資するための取材・放送を実施する。

ロ 放送応急措置

(イ) 放送施設・設備の電源，送信・送出機器，通信回線の点検を速やかに実施し，放送継続に必要な設備，機器等の確保と運用に全力を挙げる。

(ロ) 関係機関及び系列各社との連携を密にし，相互協力体制を図るとともに，住民の安全確保のための緊急情報の取材・放送に努める。

(6) 株式会社エフエム仙台

イ 大規模な地震・津波発生時には，緊急災害対策本部を設置し，放送要員を確

保し関係機関と連絡をとりながら災害放送体制を組む。

- ロ 放送設備の点検を行い、可能な限りの手段を尽くし被害を受けた機器の回復と維持に努め、放送の継続を図る。
- ハ 当社の機器が損傷した場合、JFN(全国FM放送協議会)から機器及び人員の応援を受け、放送の継続に努める。
- ニ 視聴覚障害者や県内に在住する外国人に向け、文字による災害情報放送が維持できるよう、「見えるラジオ」の放送機能維持に努める。

第2節 災害広報活動

<主な実施機関>

県(総務部), 沿岸市町, 県警察本部, 防災関係機関

第1 目的

県, 沿岸市町及び報道機関等は, 住民の生命, 財産を保全するため, 仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報, 避難所等の状況, 安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら, 迅速に提供する。

また, 要配慮者, 災害により孤立化する危険のある地域の被災者, 都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても, 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

県及び沿岸市町は, 流言飛語等による社会的混乱を防止し, 民心の安定を図るとともに, 被災地の住民等の適切な判断と行動を助け, 住民等の安全を確保するため, 正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達, 広報活動に努める。

2 住民等への対応

県及び沿岸市町は, 住民等から, 問合せ, 要望, 意見等が数多く寄せられることを考慮し, 適切な対応を行える体制を整備する。

第3 県の広報

1 広報事項

被災者のニーズを十分把握し, 被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

- (1) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
- (3) 救急・医療に関する情報
- (4) 余震, 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報
- (5) 社会秩序の維持に関する情報
- (6) 緊急交通路確保及び避難誘導, 救助活動のための交通規制等
- (7) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (8) 道路の交通危険箇所, 迂回路等の道路情報
- (9) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- (10) 安否情報

- (11) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (12) 津波に関する情報
- (13) 保健衛生, ライフライン, 交通施設等の復旧に関する情報
- (14) 相談窓口の設置に関する情報
- (15) 被災者に対する援助, 助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

2 広報実施方法

情報の内容, 地域, 時期, 被災者(一般・高齢者・障害者・外国人等のほか, 在宅での避難者, 応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者, 所在を把握できる広域避難者)に配慮した広報を行う。

また, 被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (1) 大規模災害時緊急情報連絡システムによる広報
- (2) 記者発表, 記者クラブへの資料配布(テレビ・ラジオ・新聞)
- (3) 県政ラジオ番組, 新聞紙面購入による広報
- (4) テレビスポット放映による広報
- (5) 県政だよりによる広報
- (6) チラシ, パンフレットによる広報
- (7) 宮城県ホームページ, 危機管理ブログへの掲載による広報
- (8) 携帯メールや緊急速報メール
- (9) CATV, コミュニティFM放送, 災害時臨時FM局(開設された場合)等への情報提供

3 報道機関との連携

情報の収集・伝達に当たっては, 放送事業者, 通信社及び新聞社等の報道機関と連携を図り, 的確な情報を迅速に提供する。

第4 沿岸市町の広報

1 沿岸市町の広報

沿岸市町地域内の各防災機関が実施する広報を調整し, 関係機関と連携して, 被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難(勧告・場所等)に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報

- (6) 防疫に関する情報
- (7) 余震, 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- (11) 民心安定のための情報
- (12) 緊急交通路確保及び避難誘導, 救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (14) 道路の交通危険箇所, 迂回路等の道路情報
- (15) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (18) 保健衛生, ライフライン, 交通施設等の復旧に関する情報
- (19) 相談窓口の設置に関する情報
- (20) 被災者に対する援助, 助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- (21) 沿岸市町ホームページへの掲載による広報

2 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効, 適切な広報を行うとともに, 情報の内容, 地域, 時期, 被災者(一般・高齢者・障害者・外国人等のほか, 在宅での避難者, 応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者, 所在を把握できる広域避難者)に配慮した広報を行う。また, 被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (1) 同報無線, 有線放送等による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシ, パンフレットによる広報
- (6) 避難所への広報班の派遣
- (7) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (8) 携帯メールや緊急速報メール
- (9) C A T V, コミュニティーFM放送等への情報提供
- (10) 臨時災害放送局の開設

第5 安否情報

県及び沿岸市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び沿岸市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6 防災関係機関の広報

1 警察の広報

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- (4) 災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について県民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、県及び沿岸市町災害対策本部にも連絡する。

第3節 防災活動体制

<主な実施機関>

県，沿岸市町，国，防災関係機関

第1 目的

大規模地震・津波が発生した場合，県沿岸域の広い範囲で県民の生命，財産に被害を及ぼすおそれがある。このため，県，沿岸市町，防災関係機関は，大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し，情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから，各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き，防災活動を行う。

また，復旧の過程で，これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても，同様に基本的な対応を求めるものである。

なお，災害応急段階においては，関係機関は，災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で，陸地での揺れは比較的小さいものの，併発する津波は大規模なものになりやすい

第2 初動対応の基本的考え方

県，沿岸市町及び防災関係機関においては，発災当初の72時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第3 県の活動

1 職員の配備体制

県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合，又は，県下に相当規模以上の災害が発生し，あるいは発生するおそれがある場合，災害対策本部を設置し，非常配備体制を敷く。

なお，災害対策本部が設置された際には，各部局は部となり，各課室は班となる。

また，非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制，あるいは警戒配備体制を敷くこととしており，各配備体制の基準等については次のとおりである。

(1) 警戒配備(0号)

宮城県で震度4を観測する地震が発生した場合，又は宮城県に津波注意報が発表されたとき，又は警戒本部設置前において，各部局長が必要と認めた場合，各部局は，必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)

(2) 特別警戒配備(1号)

県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。

(3) 特別警戒配備(2号)

県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。

(4) 非常配備(3号)

県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることと予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。

(6) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

2 職員の動員体制

警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については、事前に各部局でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の連絡員についても定める。

なお、動員に当たっては県の各部局において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 支部(地域部)連絡員

支部・地域部各班に支部・地域部連絡員を置き、所属班と支部(地域部)事務局との連絡調整や、所属班の災害関連事務を行う。

(4) 支部情報連絡員

支部各班に支部情報連絡員を置き，所属班に関する連絡事務等を行う。

3 災害対策本部の運用

(1) 災害対策本部事務局は県庁5階の危機対策課，消防課執務室に設置する。

ただし，災害の規模によっては2階講堂に移設する。

また，各支部についても設置場所について定めておく。

(2) 本部長は，県の災害対策を推進するため，庁議室において本部長，副本部長，本部員による本部会議を開催し，次の事項について基本方針を決定する。

イ 災害応急対策の実施及び各機関の調整に関すること

ロ 災害救助法の適用に関すること

ハ 国，他都道府県及び沿岸市町の応援に関すること

ニ 現地災害対策本部の設置に関すること

ホ その他重要事項に関すること

(3) 県及び沿岸市町の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合，隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。

配備体制の基準・内容等

区 分		配 備 基 準	配 備 内 容	本部・地方支部 等体制	会議構成	備 考
災害対策警戒配備要領による警戒配備	警戒配備 0号	1 大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき。 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 3 県内で震度4を観測する地震が発生したとき。 4 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表された場合で、災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に部(局)長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課(所)の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える態勢とする。			1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。
	特別警戒配備 1号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 3 台風による災害が予想されるとき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 5 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	関係部(局)の主管課長補佐(総括担当)及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部 (本部長:危機管理監) 警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長) 警戒本部地方支部地域部 (地域部長:地方振興事務所長地域事務所長)	関係部局連絡員 関係公所連絡員 関係公所連絡員	3 局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。ただし、非常配備の場合、本部長の指令による体制とする。 4 災害対策本部要綱における分掌事務が「部長に命ずる応急対策に関すること。」である班の職員は随時各部に応援できるよう態勢を整えておく。
	警戒配備 2号	1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱、強を観測する地震が発生したとき。 3 台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 4 大雨、洪水等の警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 5 その他特に副知事が必要と認めたとき。	関係部(局)の長及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部 (本部長:副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長) 特別警戒本部地方支部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)	関係部局長 関係公所長 関係公所長	5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。 6 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。
災害対策本部要綱による非常配備	非常配備 3号	1 県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 (本部長:宮城県知事) 災害対策本部地方支部 (地方支部長:地方振興事務所長) 災害対策本部地方支部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)	本部員 (本部会議) 支部員 (支部会議) 地域部員(地域部会議)	なお、津波及び地震については、警報の発表又は地震の観測をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。

第4 沿岸市町の活動

沿岸市町は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び沿岸市町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。

1 活動体制

(1) 組織、配備体制

沿岸市町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、沿岸市町は、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震・津波規模等に応じた登庁者等について定めておく。

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

沿岸市町は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(3) 市町村間の応援協定

市町村間で応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

2 沿岸市町災害対策本部の所掌事務

沿岸市町災害対策本部が実施する主な所掌事務は次のとおりである。

- (1) 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難の準備情報、勧告、指示
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

第5 警察の活動

- 1 警察は、地震・津波による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、

3-3 防災活動体制

非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

- 2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災沿岸市町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第6 消防機関の活動

被災沿岸市町の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、沿岸市町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防管理団体等の活動

地震・津波が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携

1 県と国機関との連携

県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。

また、国による現地対策本部が設置された場合には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

2 県と沿岸市町との連携

県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る沿岸市町の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

- (1) 震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- (3) 情報途絶沿岸市町が発生した場合

3 県による現地災害対策本部の設置

県は、特に被害が甚大と思われる沿岸市町について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。

沿岸市町は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

4 防災関係機関職員の県への配備

県は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を災害対策本部へ派遣するよう要請する。

5 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、沿岸市町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

6 ヘリコプター運用調整会議の運営

ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。

第9 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配

3-3 防災活動体制

慮を行う。

第4節 相互応援活動

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部), 市町村, 県警察本部, 東北管区警察局

第1 目的

大規模地震・津波災害時において, 災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは, 県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し, 防災活動に万全を期す。

第2 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

被災沿岸市町村長が, 応急対策を実施するために, 必要と認めたときは, 他の市町村長に対し応援を求める。

応援を求められた市町村は, 災害応急対策のうち, 消防, 救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については, 正当な理由がない限り, 応援を行う。災害応急対策の実施については, 応援に従事する者は, 被災沿岸市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては, 当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し, 県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は, 県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき, 県が調整し必要な応援を行う。

ただし, 県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は, 活動実施後に県に報告する。

2 県への情報伝達

被災沿岸市町村が, 応急対策を実施する際に, 他の市町村からの応援を得ることになった場合には, 県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合, 被災しない市町村においては, 被災沿岸市町村に対する応援が必要となる場合があるので, 防災関係機関等からの情報に留意し, 円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3 県による応援活動

1 応援要請及び指示

県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内市町村に対して、他の沿岸市町を応援すべきことを指示する。

2 職員派遣の要請

県は、被災沿岸市町の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災沿岸市町のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び国に職員派遣を要請する。

また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

3 物資の供給

県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される沿岸市町に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4 応急措置の代行

県は、県内地域に係る災害が発生した場合において、被災により沿岸市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該沿岸市町に代わって行う。

5 応急復旧の要請等

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

第4 県内消防機関の相互応援活動

大規模地震・津波災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月15日施行）に基づき消防相互応援活動を行う。

県は、応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、必要があると認められるときは、代表消防機関に対し、宮城県広域消防応援基本計画の見直しを要請する。

第5 他都道府県からの応援活動

1 北海道・東北8道県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

(1) 応援要請

応援要請は、応援の調整を実施する応援調整道県(山形県が第一順位)に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。

(2) 他道県からの自主的な応援

通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被害情報の収集を行い、本県に対する応援を実施する。また、応援調整道県は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進する。

(3) 応援の種類

イ 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供

ロ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びありません

ハ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びありません

ニ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びありません

ホ 災害応急活動に必要な職員の派遣

ヘ 被災者の一時収容のための施設の提供及びありません

ト その他、特に要請のあった事項

2 全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

(1) 応援要請

県は、北海道東北地方知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県(幹事県は北海道、幹事代理県は青森県)に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請し、幹事県は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

なお、幹事県が被災等により事務を遂行出来ない場合は、幹事代理県(青森県)が幹事県に代わって職務を行う。

(2) 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県から本県の被害状況及び広域応援の要請内容等の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

(3) 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地等における住民の避難・救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあわせんとする。

3 国への応援調整要求

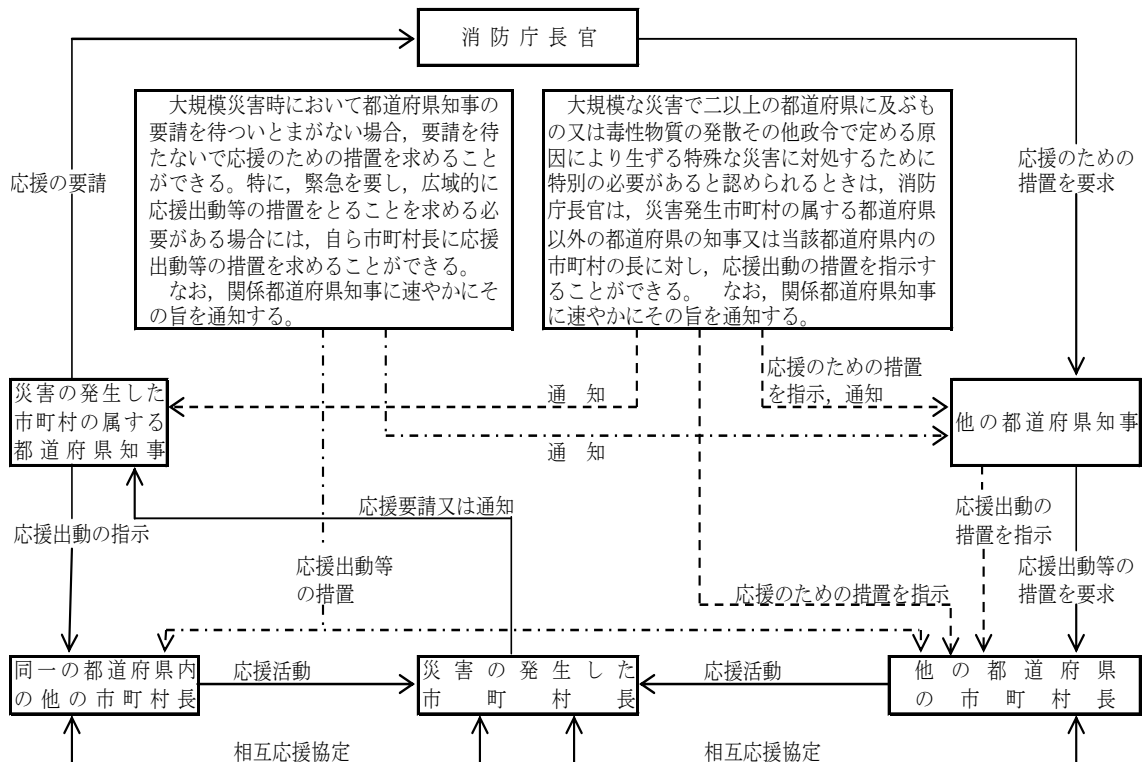
県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災沿岸市町を応援することを求めるよう、要求する。

第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

1 消防庁への応援要請

知事は、大規模な災害時において、都道府県の区域を越える消防の広域応援の必要性がある場合には、直ちに消防庁長官に応援の要請を行う。

なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が沿岸市町長に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。



2 緊急消防援助隊の活動円滑化

県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成22年8月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努めるものとする。

第7 警察災害派遣隊の応援活動

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等の措置をとる。

第8 広域的な応援体制

沿岸市町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行う。

第9 受入れ体制の確保

県、沿岸市町等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防

災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第10 他県等への応援体制

県及び沿岸市町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第5節 災害救助法の適用

<主な実施機関>

県(保健福祉部), 沿岸市町

第1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。)による救助は、沿岸市町(政令指定都市にあっては、行政区ごと又は市全域のいずれか)の区域単位に、原則として同一原因の災害による沿岸市町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

- (1) 沿岸市町の区域内における住家の被害が、沿岸市町人口に応じ、住家の滅失した世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。)が次の世帯数以上であること。

沿 岸 市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 ~ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 ~ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 ~ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 ~ 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 ~ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上 ~	150世帯

- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、当該沿岸市町の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。

- (3) 住家滅失が次のような状態にあるとき。

イ 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、当該沿岸市町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(沿岸市町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)

ロ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

イ 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

ロ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第 23 条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則…災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例外…①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

沿岸市町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当沿岸市町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を沿岸市町長に委任する。

3 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和 35 年宮城県規則第 48 号「災害救助法施行細則」最終改正 平成 24 年 9 月 14 日)

第 3 救助の実施の委任

知事は、法第 13 条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第 17 条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出

- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

第6節 自衛隊の災害派遣

<主な実施機関>

県(総務部), 沿岸市町, 自衛隊, 第二管区海上保安本部, 東京航空局仙台空港事務所

第1 目的

大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため, 特に必要があると認められる場合, 知事等は, 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき, 自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

(1) 知事, 第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長(以下「知事等」という。)は, 地震・津波災害が発生し, 又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるとき, 若しくは, 沿岸市町の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は, 「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。

自衛隊指定部隊等の長は, 災害派遣の要請を受け, 必要と認める場合に部隊等を派遣する。

注: 「自衛隊指定部隊等の長」とは, 自衛隊法第83条に規定する長官が指定する者をいい, 陸上自衛隊においては方面総監, 師団長, 駐屯地司令の職務にある部隊等の長, 海上自衛隊においては地方総監, 航空自衛隊においては航空総隊司令官, 基地指令の職にある部隊等の長をいう。

(2) 知事等は, 事態の推移に応じ, 自衛隊の災害派遣を要請しないと決定した場合は, 直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(3) 沿岸市町長は, 自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合, 知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合, 沿岸市町長はその旨及び当該沿岸市町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

また, 沿岸市町長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお, 通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には, 防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

この場合, 沿岸市町長等は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

(4) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は, その事態が緊急性を有し, 人命・身体及び財産の救護を必用とする場合を原則とし, かつ他の機関では対応が不十分で

あると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震・津波災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

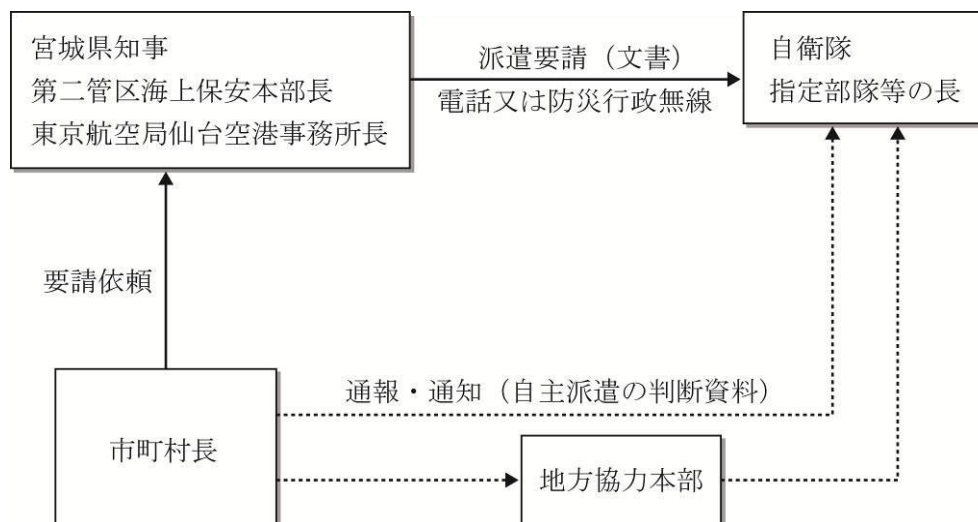
その場合の判断基準は次のとおりとする。

- (1) 地震・津波災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 地震・津波災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、
 - イ 地震・津波災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、沿岸市町長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による沿岸市町長からの通知を含む)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ロ 地震・津波災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合
 - ハ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (5) (1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3 要請の手続き

(1) 派遣要請系統図



(2) 要請(連絡)先

知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城隊区担当部隊長と調整の上、要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。

区分	要 請 (連絡)先	指定部隊 等の長	連絡方法等		担任地域等	
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担 当		
宮 城 隊 区 担 当 部 隊	陸	第22普通科連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市円山2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL:022-365-2121 内235~237 FAX:022-363-0491	駐屯地 当 直 TEL:022- 365-2121 内301・302	宮城県北隊区 (下記の地域 を除く宮城県 内)
	陸	第2施設団 第3科 (船岡駐屯地)	団 長	柴田郡柴田町船岡字 大沼端1-1 防災無線：7-641-2 TEL:0224-55-2301 内235~236	駐屯地 当 直 TEL:0224 -55-2301 内302	宮城県南隊区 (白石市, 角 田市, 柴田郡, 亶理郡, 苅田 郡, 伊具郡)
近 傍 派 遣 部 隊	陸	東北方面航空隊 第3科 (霞目駐屯地)	航空隊長	仙台市若林区霞目1-1 TEL:022-286-3101 内203, 207, 217	駐屯地 当 直 TEL:022- 286-3101 内302	霞目近傍及び 県全域(航空)
	陸	第6戦車大隊 第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原21-9 TEL:022-345-2191 内230~233	駐屯地 当 直 TEL:022- 345-2191 内301・302	大和近傍 状況により宮 城北隊区
	空	第4航空団 防衛部 (松島基地)	団司令	桃生郡矢本町矢本 字坂取85 TEL:0225-82-2111 内230~232	基地当直 TEL:0225 -82-2111 内224・225	矢本近傍及び 県全域(航空 ・応急救護)

区分	要請 (連絡)先	指定部隊 等の長	連絡方法等		担任地域等	
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担当		
大規模 災害 対処 部隊	陸	第6師団 第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市 神町南3-1-1 TEL:0237-48-1151 内5075・5076	当直長 TEL:0237-4 8-1151 内5019	南東北3県 (福島・山形 ・宮城)
	陸	東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面総監	仙台市宮城野区 南目館1-1 TEL:022-231-1111 内2255・2256	防衛課 運用室 TEL:022- 231-1111 内2723・ 2737	東北全域
	海	横須賀地方 総監部 防衛部	地方総監	神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目 TEL:046-822-3500 内2545	案内 TEL:046-82 2-3500- 内2290	宮城県沿岸
	空	中部航空方面隊 司令部 防衛部	司令官	埼玉県狭山市稲荷山 2丁目3 TEL:042-953-6131 内2233	当直幕僚 内2204	県全域
連絡 機関	一	宮城地方協力本部	部長	仙台市宮城野区 五輪1-3-15 TEL:022-295-2611 内3630・3632	同左	県全域

(3) 要請

知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書(別紙様式第1又は第2)を指定部隊等の長に提出しなければならない。

なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- イ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ロ 派遣を希望する期間
- ハ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ニ その他参考となるべき事項(宿泊・給食の可能性, 道路橋梁の決壊に伴う迂回路, 救援のため必要とする資機材, 活動拠点, 駐車適地, ヘリポート適地の有無, 物資搬送設備, 派遣を要望する人員, 車両, 航空機の概要等)

ただし, 相当数の被害が出ていると認められ, かつ被災沿岸市町の具体的被災状況が把握できない場合にあっては, 上記に関わらず, 速やかな派遣要請に努める。この際, 要請権者は, 被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

第3 県・沿岸市町と自衛隊との連絡

1 自衛隊の連絡幹部等の派遣

- (1) 大規模地震・津波災害発生時, 自衛隊は, 県及び沿岸市町災害対策本部等に連絡調整員を派遣し, 密接な連携を保持しつつ, 協力体制を確保する。

連絡幹部等は, 県及び沿岸市町並びに関係機関(警察, 消防等)との被害に関する情報交換, 部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

- (2) 大規模地震・津波災害が発生した場合, 自衛隊は, 県に連絡調整所を開設する。

2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応

- (1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県危機対策課(火災及び林野火災については消防課)とする。

なお, 東北方面総監部が対処する場合における県の連絡調整窓口についても同じとする。

- (2) 災害対策本部を設置した場合, 自衛隊の連絡幹部等を災害対策本部に受け入れ, 災害対処に必要な情報交換等を行う。

- (3) 県は連絡幹部等と協議し, 対策の緊急性, 重要性を判断し救援活動の優先順位を定め, 自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は, 緊急性, 公共性, 非代替性を基準として, 関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は, 災害の状況, 他の救援機関等の活動状況のほか, 知事等の要請内容, 現地における部隊等の人員, 装備等によって異なる。

るが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両，航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導，輸送等
- (3) 遭難者等の救出：救助及び捜索活動：行方不明者，負傷者等の捜索，救助活動
- (4) 水防活動：土嚢作成，運搬，積込み等の水防活動
- (5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動
- (6) 道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療，救護及び防疫：被災者に対する応急医療，救護，防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師，その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において沿岸市町長その他沿岸市町長の職務を行うことができる者(委任を受けた沿岸市町の吏員，警察官及び海上保安官)がその場にいない場合に限り，次の権限を行使することができる。この場合，当該措置をとったときは，直ちに，その旨を沿岸市町長に通知しなければならない。

なお，当該措置に伴う補償等については，法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し，立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し，又は土石，竹木その他の物件を使用・収用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去，その他必要な措置をとること
- (4) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

第5 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定された場合，派遣を受ける知事等及び沿岸市町長等は速やかに次の事項について処置し，派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

知事又は沿岸市町長等は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動(作業)に必要な資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

知事、沿岸市町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポート設定基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

(2) 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

(3) 危険予防の処置

イ 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

ロ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

6 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

7 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第6 派遣部隊の撤収

1 派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、当該沿岸市町長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収に

ついて要請する。

- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書(別紙様式第3又は第4)をもって要請(提出)する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第7節 救急・救助活動

<主な実施機関>

県(総務部), 沿岸市町, 県警察本部, 第二管区海上保安本部, 自衛隊,
東北地方整備局, 東日本高速道路(株)東北支社,

第1 目的

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、流出、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、県、沿岸市町、防災関係機関は連絡を密にしながらか速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般県民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 県の活動

- 1 県は、大規模地震・津波災害においては、速やかに沿岸市町の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、県警本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達し、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。
- 2 県は、沿岸市町から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の捜索及び救助活動を行う。
- 3 県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、速やかに救助活動を要請する。
- 4 県は、常時、防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに、一般市民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。

第3 警察の活動

- 1 警察は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第4 沿岸市町の活動

- 1 沿岸市町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関及び地元漁業関係者等の協力を得ながら、速やかに搜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 2 沿岸市町は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- 3 沿岸市町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- 4 被災地以外の市町村は、被災地沿岸市町からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第5 消防機関の活動

大規模地震・津波災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の有効活用を行うなど効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第6 第二管区海上保安本部の活動

- 1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
 - (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は機動救難士・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。

- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。
 - (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
 - (4) 救急・救助活動等にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の余震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。
 - (5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。
この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、機動救難士又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。
また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。
 - (6) 津波により、沿岸部又は海域において行方不明者が発生した時は、巡視船艇・航空機により捜索を行うとともに、特殊救難隊等による潜水捜索、水中カメラ・ソナー等による捜索を行う。
- 2 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。
- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
 - (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
 - (3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。
- 3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第7 住民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、流出、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急

救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材，機材等の確保

住民及び自主防災組織等は，人員，機材等の面で対応が不十分と判断される場合，沿岸市町等に速やかに連絡し，必要な人員，機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は，警察，消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し，その他とるべき行動についても現地の警察，消防職員の指示を仰ぐ。

第8 救急・救助活動への支援

東北地方整備局及び東日本高速道路(株)東北支社，県又は沿岸市町は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救急・救助活動への支援を行うよう努める。

第9 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また，消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第8節 医療救護活動

<主な実施機関>

県(保健福祉部), 沿岸市町, 医療関係団体, 消防機関, 自衛隊

第1 目的

大規模地震・津波災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 災害に関する情報の収集及び伝達

1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供

- (1) 県は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、関係機関との連絡をとる。また、DMAT、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。
- (2) 災害医療本部は、地域災害医療支部、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。
- (3) 地域災害医療支部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、災害医療本部ほか関係機関と情報を共有する。

2 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による情報収集・提供

- (1) 医療機関の被災状況、傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。
- (2) 宮城県救急医療情報システムで把握できない情報については、地域災害医療支部が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により災害医療本部に伝達する。

3 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への情報入力・収集

災害医療本部及び地域災害医療支部は、DMATの活動状況について、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護チームから支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。

第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制

1 県

(1) 災害医療本部の設置

イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を宮城県救急医療情報システム(災害モード)及び地域災害医療支部、市町村等から把握する。

- ロ 県は、必要に応じて、被災地の保健福祉事務所に地域災害医療支部を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、災害医療本部に伝える。
- ハ 県は、必要と判断した場合、または沿岸市町から要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

(2) DMATの派遣

- イ 県は、必要に応じて、災害医療本部の下にDMAT調整本部を設置する。
- ロ 県は、宮城DMATが出動する必要があると判断した場合、または沿岸市町から派遣要請があった場合は、宮城DMAT指定病院に対して宮城DMATの出動を要請する。
- ハ 県は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、国及び他の都道府県にDMATの派遣を要請する。
- ニ 県は、宮城DMAT運営協議会を設置して、平常時から医療救護活動に関する関係機関・団体の協力体制等の確立を図る。

(3) 医療救護班の派遣調整

- イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

- ロ 災害医療本部は、災害の状況または地域災害医療支部、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。
- ハ 災害医療本部は、災害医療コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。
- ニ 地域災害医療支部は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、地域災害医療連絡会議を設置する。
- ホ 保健活動は、医療救護と密接に関係するため、医療救護班はこれと十分に連携をとる。

(4) 医療ボランティアの調整

県災害医療本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。

2 沿岸市町

(1) 医療救護担当部門の設置

- イ 沿岸市町は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。
- ロ 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、郡市医師会及び公的病院等拠点となる病院等に医療救護班の派遣を要請する。
- ハ 医療救護活動に関して、自市町のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

(2) 救護所の設置

- イ 沿岸市町は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、救護所を設置・運営する。
- ロ 沿岸市町は、設置した医療救護所の場所を、当該市町の実情に応じた適切な方法で住民に周知する。
- ハ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

3 宮城DMA T指定病院

- (1) 宮城DMA T指定病院は、待機要請を受けたときは、宮城DMA Tを待機させる。
- (2) 宮城DMA T指定病院は、県から「宮城DMA Tの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、宮城DMA Tを出動させる。
- (3) 宮城DMA T指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報あるいは要請に基づき、宮城DMA Tを出動させる。

この場合、宮城DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

(4) DMA Tの活動内容

- イ 被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等
- ロ 広域医療搬送
- ハ 被災地の病院支援
- ニ その他必要な事項

4 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の業務内容

- イ 傷病者のトリアージ、応急処置
- ロ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- ハ 救護所等における診療
- ニ 被災地の病院支援
- ホ その他必要な事項

(3) 医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。

(4) 災害拠点病院は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

5 公的病院等

(1) 公的病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(2) 公的病院等は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

6 宮城県医師会

宮城県医師会は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、県から医療救護班の派遣要請があったときは、「宮城県医師会災害時医療対策要綱」に基づき、各郡市医師会に医療救護班の編成を要請し、医療救護活動を行う。

7 宮城県歯科医師会

宮城県歯科医師会は、「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、県から歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

第4 災害時後方医療体制

1 医療機関又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。

2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第5 救急患者等の搬送体制

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

2 搬送の実施

- (1) 災害時後方支援病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町村又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設または救護所までの搬送は沿岸市町が、医療施設または救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び沿岸市町が対応する。
- (2) 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCU本部を設置するものとし、災害医療本部は、ヘリコプター運用調整班に必要な搬送手段の確保を要請する。

第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

1 在庫・需給状況の把握

県は、宮城県医薬品卸組合、日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会、宮城県赤十字血液センター等を通じ、医薬品、医療用ガス、医療資器材、血液製剤等(以下「医薬品等」という。)の在庫、需給状況を把握する。

2 医薬品集積所の設置

救援物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように医薬品集積所を設ける。一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。

3 医薬品等の需要・供給体制

- (1) 医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。
- (2) 沿岸市町災害対策本部は、医療施設または救護所から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。
- (3) 県災害対策本部は、沿岸市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。
- (4) 県内で必要な医薬品等を調達できない場合には隣接県、あるいは厚生労働省に要請する。
- (5) 県は、(社)宮城県薬剤師会と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。
- (6) 県は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

第7 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 沿岸市町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 沿岸市町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市町村内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、沿岸市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて沿岸市町災害対策本部に提供する。
- 5 県は、沿岸市町が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第9節 消火活動

<主な実施機関>

県(総務部), 沿岸市町, 第二管区海上保安本部

第1 目的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、沿岸市町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

第2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震・津波発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 震災消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

- イ 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ロ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- ハ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3 県の対応

県は、地震・津波が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行い、沿岸市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第4 沿岸市町の対応

沿岸市町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第5 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震・津波発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震・津波による火災の初期消火と延焼防止

地震・津波による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発

生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地震・津波災害が発生した場合、各沿岸市町で定めている消防計画、行動計画等に基づき、管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震・津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 第二管区海上保安本部の活動

津波による火災が発生した場合、速やかに次の消火活動を行う。

(1) 海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。

(2) 速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対して協力を要請する。

4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第6 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第7 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第8 県民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第9 被災地域以外からの応援

被災地域以外の市町村は、被災沿岸市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第10節 交通・輸送活動

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町, 自衛隊, 東北地方整備局, 東北運輸局, 東日本高速道路(株)東北支社, 第二管区海上保安本部, (公社)宮城県バス協会, 宮城交通(株), (社)宮城県トラック協会, 宮城県道路公社

第1 目的

大規模地震・津波災害発生に際し, 県民の生命の保全, 県民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は, 負傷者, 病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員, 物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから, 防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し, 輸送を実施する。

第2 県の活動

1 輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては, 次のような事項に留意して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は, 被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて, 概ね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- イ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ロ 消防, 水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ハ 政府災害対策要員, 地方公共団体災害対策要員, 情報通信, 電力, ガス, 水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ニ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 緊急輸送に必要な輸送施設, 輸送拠点の応急復旧, 交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- イ 上記(1)の続行
- ロ 食料, 飲料水等生命の維持に必要な物資
- ハ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

ニ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

イ 上記(2)の続行

ロ 災害復旧に必要な人員及び物資

ハ 生活必需品

(4) その他関連措置

イ 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。

ロ 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。

ハ 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

3 緊急輸送の要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。但し、安全な輸送の確認が取れた場合に限る。

4 緊急輸送の要請先

災害の救助、その他公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。

なお、主な緊急輸送の要請先は次のとおりである。

- (1) 東日本旅客鉄道(株)仙台支社
- (2) 阿武隈急行(株)
- (3) 仙台空港鉄道(株)
- (4) 仙台市交通局
- (5) (公社)宮城県バス協会
- (6) (社)宮城県トラック協会
- (7) 網地島ライン(株)
- (8) シーパル女川汽船(株)
- (9) 塩竈市営汽船
- (10) 大島汽船(株)
- (11) 東日本高速道路(株)東北支社
- (12) 日本貨物鉄道(株)東北支社

5 トラックによる緊急輸送

県は、沿岸市町からの要請も含めて、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、輸送量、輸送場所等情報の収集・整理を行い、(社)宮城県トラック協会に対し、協定に基づき、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するとともに、配車状況の把握に努め、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第3 沿岸市町の活動

沿岸市町は、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、独自に協定を締結している沿岸市町においては協定締結先の(社)宮城県トラック協会等に対し、協定未締結の沿岸市町においては県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第4 防災関係機関の活動

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

1 東北運輸局の役割

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉・安全を維持するため、必要がありかつその輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、道路運送事業者・海上運送事業者及び港湾運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講じる。

2 東日本高速道路(株)東北支社の役割

物資の緊急輸送等のための緊急輸送車両、人命救助活動等のための緊急自動車の通行が必要であるときは、暫定的な復旧措置を講じるよう努める。また、当該車両に道路の状況、災害発生状況を周知させ通行方法等の指示を与える。

なお、このために必要な規制等については、宮城県警察高速道路交通警察隊と協議する。

3 (公社)宮城県バス協会の役割

大規模地震災害発生に際し、国、県及び沿岸市町からの要請により緊急輸送等をおこなう場合には、これに即応するため必要な協会の業務体制を次により実施する。

(1) (公社)宮城県バス協会の体制

公益法人宮城県バス協会内に設置されている緊急対策本部において、対応する。

(2) (公社)宮城県バス協会本部の代行業務

緊急対策本部では、安全輸送の確保が取れた場合に限り、協会長の命により各バス事業者に協力依頼する。

なお、(公社)宮城県バス協会での業務に支障がある場合には、緊急対策本部を宮城交通(株)に移して業務を遂行する。

4 (社)宮城県トラック協会の役割

大規模地震・津波災害発生に際し、宮城県トラック協会が、全日本トラック協会内に設置された災害対策中央本部から緊急・救援輸送の要請を受けた場合及び宮城県内に大規模な災害が発生した場合、又はこれらが予測される場合並びに協会長が必要と認めた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制整備及び業務を次により実施する。

(1) 職員の体制

非常呼集連絡表により連絡し、緊急・救助輸送体制を整える。

(2) (社)宮城県トラック協会本部の代行業務

(社)宮城県トラック協会本部が震災等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。

仙南支部→石巻支部→大崎支部→塩竈支部→登米・本吉支部→気仙沼支部→栗原支部

5 第二管区海上保安本部の役割

傷病者、医師、遭難者等又は救急物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

(1) 第1段階・・・避難期

イ 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

ロ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

ハ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等

二 負傷者等の後方医療機関への搬送

- ホ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階・・・輸送機能確保期
 - イ 上記(1)の続行
 - ロ 食料，飲料水，燃料等生命の維持に必要な物資
 - ハ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ニ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3期・・・応急復旧期
 - イ 上記(2)の続行
 - ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ハ 生活必需品

第5 陸上交通の確保

- 1 地震・津波発生時の自動車運転者のとるべき措置として，以下の事項を周知徹底する。
 - (1) 走行中の車両の運転者は，できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
 - (2) 停止後は，カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し，その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
 - (3) 車両を置いて避難するときは，次のとおり行う。
 - イ できるだけ道路外の場所に移動しておく
 - ロ やむを得ず道路上に置いて避難するときは，道路の左側に寄せて駐車し，エンジンを切り，エンジンキーは付けたままとし，窓を閉め，ドアロックをしないこと
 - ハ 駐車するときは，避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること
 - (4) 避難のために原則として車両を使用しないこと。
 - (5) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには，通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから，同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
 - イ 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは，規制が行われている道路の区間以外の場所に，区域を指定して交通規制が行われたときは，道路外の場所に車両を移動させること。
 - ロ 速やかな移動が困難なときは，車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど，緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

ハ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

イ 被災地域内への流入抑制と走行抑制

(イ) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(ロ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

ロ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

ニ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

ニ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置を取ることができる。

ホ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じて、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車両

イ 知事が行う確認事務処理

知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)が所有する車両に係る確認事務については総合交通対策課で、また、地方機関(公営企業及び教育庁の地方機関を含む。)が所有する車両の確認事務については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ行う。

ロ 県公安委員会が行う確認事務処理

県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部(交通規制課)、高

速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- イ 車両番号標に標示されている番号
- ロ 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
- ハ 使用者の住所、氏名
- ニ 輸送日時
- ホ 輸送経路(出発地、経由地及び目的地名)
- ヘ その他参考事項(事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。)

(3) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用
者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

(4) 交付状況の把握

(3)により標章等を交付した場合、危機対策課及び交通規制課に報告すること
とし、(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。危機対策課及び交通規制
課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

4 障害物の除去等

県、警察の対応

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、
状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管に
かかるもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止に
も努める。

第6 海上交通の確保

1 第二管区海上保安本部の役割

第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じ
る。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整
理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれ
があるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は
生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所

有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じ
ることを命じ、又は勧告する。

- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の
状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、
無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとと
もに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に
応じて応急標識の設置に努める。

2 港湾管理者の役割

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について海上保安部等の関係機
関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等
の輸送に支障を生じさせないように努める。

3 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が
危険と認められる場合には、障害物除去等緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう
努める。また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。

第11節 ヘリコプターの活動

<主な実施機関>

県(総務部), 県警察本部, 仙台市消防局, 東北地方整備局, 第二管区海上保安本部,
東京航空局仙台空港事務所, 自衛隊

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 活動体制

県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。

第3 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送
- 8 住民に対する避難勧告等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第4 活動拠点

1 県は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

- (1) 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。

- (2) 場外離着陸場においては、あらかじめ定めている県内の場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- 2 ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。

第5 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- 1 大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、陸上自衛隊東北方面航空隊(霞目駐屯地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。
- 2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- 3 ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確保する。

第6 応援ヘリコプター

県は、必要に応じ、以下のように他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの要請を行う。

- 1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成7年10月締結・平成19年11月更新)、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月締結・平成19年7月更新)あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」(平成22年9月締結)等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。
- 2 要請と同時に、速やかに応援機の受入れ体制を確立する。県外からの応援ヘリコプターについては、仙台空港等において、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し、協力を得るとともに、機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

第12節 避難活動

＜主な実施機関＞

県，沿岸市町，県警察本部，第二管区海上保安本部，自衛隊

第1 目的

沿岸市町及び防災関係機関は，津波警報等及び地震情報が発表された場合，直ちに警戒態勢を整えるとともに，被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに，速やかに避難所を開設し，管理運営に当たる。

第2 津波の警戒

- 1 県は，仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム(MIDORI)により県の防災関係者，各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。
- 2 県及び沿岸市町は，津波警報，避難勧告等の伝達に当たっては，走行中の車両，運行中の列車，船舶，海水浴客，釣り人，観光客等にも確実に伝達できるよう，防災行政無線，全国瞬時警報システム(J-ALERT)，テレビ，ラジオ，携帯電話，ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り，避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど，緊急対策を行う。
- 3 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては，災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど，住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- 4 防潮水門等施設管理者は，地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上，防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。
- 5 県は，津波警報等が発表された場合，又は津波による浸水が発生すると判断した場合は，防災ヘリコプターを出動させ，県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら，上空からの避難広報活動を行う。
- 6 県は，潮位等の情報，対応の状況等について，関係水防管理団体等(沿岸市町等)と連絡を密にし，必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- 7 警察は，津波警報等が発表された場合は，直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し，沿岸各警察署は伝達系統図に従い沿岸市町に通知し，警戒を行う。
また，防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- 8 東北地方整備局は，津波警報等発表時には，直ちに地震災害の防災体制に入る。
また，津波等に関する情報を収集し，道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- 9 第二管区海上保安本部は，津波警報等が発表された場合，船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに，拡声器，たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を

図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第3 避難の勧告又は指示

沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難勧告又は指示を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 避難勧告、指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

- (1) 沿岸市町長(災害対策基本法第60条)
- (2) 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- (3) 水防管理者(沿岸市町長、沿岸市町水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕)
- (4) 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- (5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕)

2 沿岸市町長の役割

沿岸市町長が、大規模津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

- (1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
- (2) 地震発生後、報道機関等から津波警報が放送されたときには、沿岸市町長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により沿岸市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、沿岸市町長に代わって立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

4 警察の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は沿岸市町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

(1) 警察署長は、沿岸市町長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 第二管区海上保安本部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は沿岸市町長から要求があったとき、若しくは沿岸市町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知

1 沿岸市町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を沿岸市町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2 沿岸市町長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

(1) 避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難の勧告又は指示の理由

(5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難勧告等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、沿岸市町、自衛隊及び海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、沿岸市町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

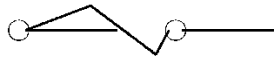
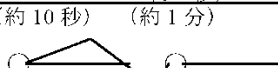


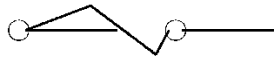
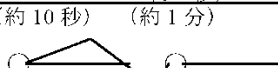


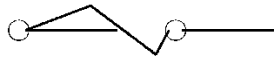
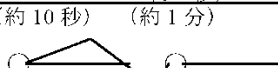


(4) 警察の役割

イ 警察署長は、沿岸市町長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

ロ 警察は、避難の勧告又は指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

3-12 避難活動

情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報・警報の発表, 津波来襲の危険, 避難勧告・指示, 津波到達予想地域, 津波到達予想時間, 実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について, あらかじめ想定し難形を作成 																							
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の危険がある地域の住民等か, それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか(住民, 滞在者(観光客, 海水浴客, 釣り客等), 通過者, 漁業関係者, 港湾関係者, 船舶, 海岸工事関係者等) ・避難場所等に避難している避難者 																							
いつ, どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後(自動放送, 職員を介した速やかな放送, 地震の発生, 津波の危険, 避難勧告・避難指示等) ・津波発生後(津波予報, 津波情報, 被害状況等) ・津波終息後(津波警報・注意報の解除, 避難勧告・指示の解除等) 																							
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線, 半鐘, サイレン, テレビ, ラジオ, 電話・FAX, 有線放送, コミュニティFM, CATV, アマチュア無線, インターネット等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となりうる者) ・津波注意報又は津波警報の伝達をサイレン, 半鐘で行う場合は, 伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号:昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。 <p><津波注意報標識></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●</td> <td>(約10秒)  (約2秒)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報及び津波警報解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●</td> <td>(約10秒) (約1分)  (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p><津波警報標識></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) ●—● ●—● ●—●</td> <td>(約5秒)  (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>大津波警報標識</td> <td>(連点) ●—●—●—●</td> <td>(約3秒)  (約2秒) (短声連点)</td> </tr> </tbody> </table>		標識の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)	津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	標識の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)	大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
標識の種類	標 識																							
	鐘 音	サイレン音																						
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)																						
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)																						
標識の種類	標 識																							
	鐘 音	サイレン音																						
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)																						
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)																						

第5 避難誘導

1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

2 沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所(津波避難ビル等)へ避難誘導する。

3 沿岸市町は、消防職団員、水防団員、沿岸市町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

4 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

5 警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統に従い沿岸市町に通知し、警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。

6 第二管区海上保安本部は、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

7 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第6 避難所の開設及び運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者

に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。

1 避難所の開設

- (1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。
- (2) 沿岸市町は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (3) 沿岸市町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 沿岸市町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 避難所の運営

(1) 避難所の管理

イ 適切な運営管理の実施

沿岸市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

ロ 管理者の設置

沿岸市町は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ハ 相談窓口の設置

沿岸市町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

ニ 自主防災組織やボランティアとの協力

沿岸市町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

ホ 自治的な組織運営への移行

沿岸市町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

沿岸市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について沿岸市町に提供する。

(2) 避難所の環境維持

イ 良好な生活環境の維持

沿岸市町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

ロ 健康状態・衛生状態の把握

沿岸市町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ハ 家庭動物への対応

沿岸市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(3) 男女共同参画

イ 避難所運営への女性の参画促進

沿岸市町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

ロ 男女のニーズの違いへの配慮

沿岸市町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備

の設置, 男女別トイレの確保や生理用品, 女性用下着の女性による配布, 避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保, 乳幼児が安全に遊べる空間の確保, 巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など, 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ハ 運営参加者への配慮

沿岸市町は, 避難者が運営に参加する場合, 固定的な性別役割分担意識によることなく, 避難者の自主性を尊重するとともに, 役割の固定化により, 一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 県による支援

イ 避難所開設状況の把握

県は, 沿岸市町からの報告により避難所開設の状況を把握する。

ロ 県が管理する施設での対応

県は, 県が管理する施設を避難所として開設する際の協力, 第三者の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて, 収容者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。

(5) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合, 当該施設の管理者は, 避難所が円滑に運営されるよう沿岸市町に協力する。この場合, 管理者は, 学校業務に支障のない範囲で, 必要に応じた協力・応援を行うよう, 教職員に指示する。

教職員は, 本来果たすべき児童生徒の安全確保, 安否確認, 教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で, 避難所運営への支援に取り組む。

(6) 外国人への配慮

沿岸市町は, 外国人に対して, 言語, 生活習慣, 文化等の違いに配慮した運営に努める。

(7) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員, 介護保険事業者, 障害福祉サービス事業者等は, 避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め, 把握した情報について沿岸市町に提供する。

第7 避難長期化への対処

- 1 沿岸市町は住民の避難が長期化した場合には高齢者, 障害者, 傷病人等の処遇について十分配慮する。また, 避難者の自治組織の結成を促し, 避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 沿岸市町は, 災害の規模, 被災者の避難及び収容状況, 避難の長期化等に鑑み, 必要に応じて, 旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

- 3 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災沿岸市町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めらる。
- 4 県は、沿岸市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、沿岸市町からの要求を待たずとも、沿岸市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を沿岸市町に代わって行う。
- 5 市町村は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の沿岸市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8 帰宅困難者対策

都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び沿岸市町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

県及び沿岸市町は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業、学校等など関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するととも

に、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、沿岸市町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

県及び沿岸市町は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

3 避難行動要支援者への対応

県及び沿岸市町は、避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第9 孤立集落の安否確認対策

1 通信手段の確保

沿岸市町は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第10 広域避難者への支援

1 円滑な手続きの実施

県は、沿岸市町や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

2 市町村との調整

県は、被災沿岸市町より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

3 他都道府県との協議

県は、被災沿岸市町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災沿岸市町を支援する。

4 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や沿岸市町へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

県及び市町村は、被災沿岸市町からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

自市町からの広域避難者が発生した沿岸市町は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第11 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

県及び沿岸市町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、県及び沿岸市町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

沿岸市町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所や出張所での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

沿岸市町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第13節 応急仮設住宅等の確保

<主な実施機関>

県(保健福祉部, 土木部), 沿岸市町

第1 目的

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、県及び沿岸市町は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理

1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

(1) 県の対応

イ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が必要と認めるときは、協定に基づき(社)プレハブ建築協会の協力を得ることや、災害の規模に応じて、地元企業などの活用により速やかに整備する。

整備に当たっては、被災沿岸市町内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

ロ 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の資機材の確保

県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請する。

(2) 沿岸市町の対応

沿岸市町は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、沿岸市町自ら整備する。

2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営

(1) 管理体制

県は応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の所在地である沿岸市町に管理を委任する。沿岸市町長に委任した場合は、知事と沿岸市町長との間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

県及び沿岸市町は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じて NPO やボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者によるコミュニティーの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

イ 安心・安全の確保に配慮した対応

- (イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (ロ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ハ) 夜間の見回り(巡回)

ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (イ) 交流の場づくり
- (ロ) 生きがいの創出
- (ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (ニ) 保健師等による巡回相談
- (ホ) 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備

ハ 仮設住宅の利用、コミュニティー運営体制等

- (イ) 集会所の設置
- (ロ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ハ) 相互情報交換の支援
- (ニ) 窓口の一元化

ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (イ) 運営における女性の参画推進
- (ロ) 生活者の意見集約と反映

第3 公営住宅の活用等

県及び沿岸市町は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

1 県の対応

- (1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。
- (2) 県は、平常時に定めていた市町村との役割分担等に基づき、必要に応じて市町村との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。
- (3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。
- (4) 災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

2 市町村の対応

基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

3 配慮すべき事項

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

沿岸市町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点(サポートセンター等)を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第6 住宅の応急修理

被災沿岸市町は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

半壊又は半焼し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住家で自らの資力をもってしては修理することができない者。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第7 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

第14節 相談活動

＜主な実施機関＞

県(総務部及び関係部局), 沿岸市町

第1 目的

大規模地震・津波災害時において、県は県民等からの県の業務に関する各種問い合わせや相談等に対応するため、また、沿岸市町は、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 県の相談活動

1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口では、県民等からの相談等に的確に対応するよう努める。

なお、専門性を要する相談等にあつては、内容に応じ、適切な窓口に取り次ぐなど、県民等の要請に対応する。

2 総合相談窓口の設置

(1) 県は、災害発生後、速やかに県庁(行政経営推進課)及び各合同庁舎(局所災害の場合は該当する合同庁舎(地方振興事務所・地域事務所))に総合相談窓口を設置する。

(2) 関係各課室は、必要に応じ相談窓口を設置する。

(3) 相談業務は、関係課室の相談窓口、沿岸市町及び関係機関と連携し、即時及び効果的な対応に努める。

3 相談窓口設置の周知

(1) 各課室で相談窓口を設置した時は、主管課を通じ行政経営推進課に報告する。

(2) 行政経営推進課は、県庁内相談窓口の設置について県ホームページ・マスコミ報道などを活用し、広く県民等に周知する。

4 報告

(1) 各合同庁舎(地方振興事務所・地域事務所)における相談内容等の記録は、それぞれの事務所で記録し、行政経営推進課に報告することとし、行政経営推進課で取りまとめる。

(2) 県庁各課における相談内容等は、それぞれの課室で記録し、行政経営推進課は必要に応じ各課室から報告を求めることができる。

5 関係機関との連携

(1) 県民からの相談等で十分な情報がないものについては、県・沿岸市町及び各相談窓口等関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

(2) 行政経営推進課で収集した情報は、各合同庁舎(地方振興事務所・地域事務所)

に速やかに伝達する。

第3 沿岸市町の相談活動

沿岸市町は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。

第4 専門職による相談の実施

県は、災害発生直後から生じる相談需要の増加に対応するため、宮城県災害復興支援士業連絡会との間に締結した「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書」に基づき、必要であると認める場合には、各種法律相談や専門性を要する相談業務の応援を要請し、沿岸市町が設置する総合相談窓口への派遣等を行い、県民等の相談等に迅速かつ的確に対応する。

なお、相談業務の応援を要請する場合には、災害対策本部と調整の上、当該部局から行う。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

<主な実施機関>

県(保健福祉部, 経済商工観光部), 沿岸市町

第1 目的

大規模地震・津波災害発生時には、特に要配慮者、旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、県、沿岸市町、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 高齢者・障害者等への支援活動

災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

沿岸市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

被災沿岸市町は、施設在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

被災沿岸市町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

被災沿岸市町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様

に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(2) 緊急支援

イ 受入れ可能施設の把握

被災沿岸市町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施

県及び沿岸市町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

ハ 福祉避難所の開設

被災沿岸市町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

ニ 相互協力体制

被災沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

イ 支援体制の確立

被災沿岸市町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

ロ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供

についても、十分配慮する。

ハ 専門職による相談対応

県及び沿岸市町は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

ニ 福祉避難所への移送

沿岸市町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(4) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティーを維持できるよう配慮する。

第3 外国人への支援活動

県及び沿岸市町は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- 1 沿岸市町は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 2 沿岸市町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 3 沿岸市町は、状況に応じ広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 4 沿岸市町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- 5 県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。
- 6 県は、通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じ、沿岸市町に通訳者を派遣する。また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、他の都道府県・地域国際化協会や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。
- 7 県は、在日大使館等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について、沿岸市町や関係機関の協力を得て調査し、回答する。

また、外国人の被災が確認された場合は、直ちに母国の在日大使館・領事館に連絡

する。

- 8 県及び沿岸市町は、宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第4 旅行者への支援活動

県は、災害時の旅行者の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により県の施設やホームページ、観光地、主要ターミナルへ掲示し情報提供を行う。

第16節 愛玩動物の収容対策

＜主な実施機関＞

県(環境生活部, 保健福祉部), 県警察本部

第1 目的

大規模災害に伴い, 所有者不明の動物, 負傷動物が多数生じるとともに, 避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

県は, 動物愛護の観点から, これら動物の保護や適正な飼育に関し, 社団法人宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき, 被災動物の救護や応急処置を要請するとともに沿岸市町等関係機関との協力体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については, 迅速かつ広域的な対応が求められることから, 県は, 沿岸市町, 獣医師会等関係団体をはじめ, 動物愛護ボランティア等と協力し, 動物の保護を行うとともに, 所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは, 保護収容し, 獣医師会と連携し, 治療その他必要な措置を講じる。

なお, 危険動物が飼養施設等から逸走した場合は, 飼養者, 警察官その他関係機関と連携し, 人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3 避難所における動物の適正な飼育

県は, 避難所を設置する沿岸市町と協力して, 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど, 動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また, 被災地における愛護活動は保健所を中心に行い, 被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況, 避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供, 獣医師の派遣等沿岸市町への支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他縣市への連絡調整及び要請

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

県は, 沿岸市町と協力して, 飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮す

るとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

<主な実施機関>

県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農林水産部, 企業局), 沿岸市町, 東北農政局, 自衛隊, 日本赤十字社宮城県支部, (社)宮城県トラック協会, 日本郵便(株)東北支社

第1 目的

県及び沿岸市町は、大規模地震・津波災害時における県民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料・物資等調達体制の整備

1 プロジェクトチームの設置

県は、必要に応じ、県全体での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有や、関連業務(調達、輸送依頼)の調整、将来の調達計画の策定等、食料や物資調達にかかわる業務を一括して担当するプロジェクトチームを災害対策本部に設置する。

2 調達計画の立案

県は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資(冬にむかう前の暖房機など)の、早期の調達計画の立案に努める。

3 多様な避難者への対応

県は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、県は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

4 プッシュ型の物資提供

県は、沿岸市町における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、沿岸市町か

らの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに、沿岸市町に対する物資の確保及び輸送を行う。

第3 流通在庫備蓄

県は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

- 1 県は、沿岸市町及び協定を締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定等を締結している事業者等に対する物資の調達要請を行う。
- 2 県は、協定等を締結している事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。

第4 食料

1 食料の調達・供給

- (1) 県は、主要食料(米穀、野菜、果実、乳製品等)の需給動向の把握並びに応急調達及び供給の決定と調整を図る。
- (2) 沿岸市町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。
- (3) 日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。

2 米穀

(1) 調達

県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、沿岸市町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は沿岸市町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。

イ 応急用米穀

- (イ) 県は、沿岸市町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者(県又は沿岸市町が取扱者として指定した米穀小売業者等。以下「取扱者」という。)に売却するよう要請する。

(ロ) また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。

ロ 災害救助用米穀

(イ) 県は、沿岸市町からの要請等を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(ロ) 沿岸市町は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)について、農林水産省に要請する。

(2) 供給

イ 応急用米穀

(イ) 県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を沿岸市町に供給する。

(ロ) 沿岸市町は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(ハ) 沿岸市町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

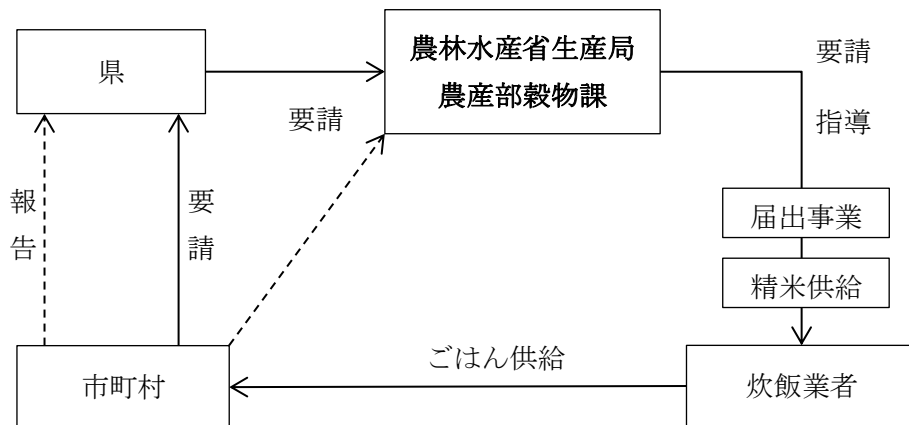
ロ 災害救助用米穀

(イ) 県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を沿岸市町に供給する。

(ロ) 沿岸市町は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

(ハ) 沿岸市町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料(精米)の供給体制略図



※ —→ 県を通じて要請する場合 - - -> 県を通じて要請することが困難な場合

ハ 供給数量

(イ) 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、沿岸市町の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

(ロ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

- ・ 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
- ・ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合
1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ニ 炊出しの実施

被災沿岸市町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

炊出し等の実施に当たって、沿岸市町職員による対応では要員が不足する場合には、県、日赤宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

3 野菜及び果実

野菜及び果実について、県は各沿岸市町と連携を取りながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して提供協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

4 乳製品

県は、乳製品について、各沿岸市町と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、全国牛乳協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5 水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6 その他副食品等

その他副食品等について、県は、各沿岸市町と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

7 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができない場合は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておく。

(1) 全国都道府県における災害時等の広域応援協定(全国知事会)

(2) 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(北海道・東北7県)

8 緊急炊き出しの実施

県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、沿岸市町からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第5 飲料水

1 飲料水の供給は、沿岸市町が行う。

2 応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

3 県は、沿岸市町から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローにより対応する。

4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、沿岸市町で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

- 5 県は、沿岸市町の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。
- 6 応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。
- 7 震災時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルを目標とする。
- 8 県は、被災沿岸市町から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、沿岸市町間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省又は自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。
- 9 保健所は、沿岸市町衛生担当課と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸又は消毒して飲用するなどの対策を指導する。
- 10 水道事業者で構成する日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

第6 生活物資

1 支給品目

- (1) 寝具
- (2) 衣料類
- (3) 炊事用具
- (4) 食器
- (5) 日用品
- (6) 光熱材料
- (7) 緊急用燃料
- (8) その他

2 物資の調達・供給

- (1) 県は、沿岸市町及び協定を締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している物資等の放出を決定し、毛布等を迅速に供給する。さらに不足が生じる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者等から調達し供給を行う。
- (2) 県及び沿岸市町は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。
- (3) 沿岸市町は、当該沿岸市町が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

- (4) 県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、沿岸市町から要請があった場合は、必要に応じ事前に協定を締結している民間団体との連携により、直接被災沿岸市町に対し供給を行う。
- (5) 県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、被服、寝具その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。
- (6) 沿岸市町は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。
- (7) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。

なお、配分に当たっては、県や市町村、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第7 物資の輸送体制

- 1 県は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- 2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。
- 3 県は、被災状況により協定等を締結している事業者等による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請する。
なお、要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する。
- 4 県は、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定に基づき、専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得る。

第8 義援物資の受入れ、配分

- 1 義援物資の受入れ
 - (1) 県、沿岸市町など関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。
 - (2) 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

- (3) 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方自治体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- (4) 県及び沿岸市町は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の(一時)保管先等を確保(指定)し、配分作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資配分

- (1) 義援物資の配分に当たっては、県、沿岸市町など関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配付に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

- (2) 県及び沿岸市町は、必要配分量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配付作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

また、県は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するとともに、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するよう努める。

- (3) 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

第9 燃料の調達・供給

1 燃料の調達、供給体制の整備

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、県民生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両への供給

県及び沿岸市町は，災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い，災害対応力の強化に努める。

また，県，沿岸市町及び防災関係機関等は，事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても，優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4 県民への広報

県は，燃料類の供給見通し等について，県民に広報するとともに，節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第18節 防疫・保健衛生活動

<主な実施機関>

県(環境生活部, 保健福祉部), 沿岸市町

第1 目的

被災地, 特に避難所においては, 生活環境の悪化に伴い, 被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため, 県及び沿岸市町は, 迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し, 感染症流行の未然防止に万全を期すとともに, 被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に, 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い, 必要に応じ福祉施設等での受入れ, 介護職員等の派遣, 車椅子等の手配等を福祉事業者, ボランティア団体等の協力を得つつ, 計画的に実施する。

第2 防疫

県及び沿岸市町は, 次の点に留意し, 災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い, 感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理, 消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ, 家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族, 昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは, 臨時の予防接種を行う。
- (5) 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により, 悪臭, 害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから, 防疫活動に万全を期すよう, 十分に留意する。
- (6) 必要に応じ, 自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 県は疫学調査を実施し, 感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は, 感染症指定医療機関等の収容先を確保し, 搬送する。

3 防疫用資器材等の確保

- (1) 県は, 沿岸市町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合, 感染症対策薬剤等を沿岸市町へ供給する。
- (2) 県は, 感染症対策薬剤等の調達が困難な時は, 他県や厚生労働省に要請する。

4 支援要請

県は沿岸市町が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

県は、沿岸市町と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の間人関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

県及び沿岸市町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミッククラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

県及び沿岸市町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

県及び沿岸市町は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア(精神保健相談)

(1) メンタルヘルスケアの実施

被災地、特に避難所においては、地震・津波の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)及び沿岸市町は、県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、

メンタルヘルスケアを実施する。

(2) メンタルヘルスケアの実施体制の確保

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また、県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) メンタルヘルスケアの継続

県は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

県は、沿岸市町と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

県教育委員会、沿岸市町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

(1) 県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

県は沿岸市町と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

4 支援要請

県は必要に応じ、隣県の食品衛生監視員の支援を要請する。

第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬

<主な実施機関>

県(環境生活部, 保健福祉部), 県警察本部, 第二管区海上保安本部

第1 目的

大規模地震・津波による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの捜索、処理を速やかに行う。

第2 遺体等の捜索

- 1 沿岸市町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。
- 2 警察官及び防災関係機関は、検視(死体見分)、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。
- 3 第二管区海上保安本部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機により捜索を行う。

第3 遺体の処理、収容

- 1 沿岸市町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 沿岸市町は被害地域の周辺の適切な場所(寺院, 公共建物, 公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、沿岸市町は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。
- 3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視(死体見分)を行う。
- 4 県及び沿岸市町は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視(死体見分)又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視(死体見分)を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。
- 5 県は宮城県葬祭業協同組合及び宮城県 JA 葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス等を確保する。
- 6 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。

第4 遺体の火葬，埋葬

- 1 沿岸市町は，災害救助法が適用された災害により死亡した者について，その遺族等が混乱期のため火葬，埋葬を行うことが困難な場合，又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 沿岸市町は，被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。
- 3 県は，遺体の処理については，火葬場，柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し，柩の調達，遺体の搬送の手配等を実施する。
また，被災状況から判断して必要と認める場合には，直接若しくは厚生労働省を通して他都道府県からの支援を要請する。
なお，遺体については，その衛生状態に配慮するとともに，取扱いについては，遺族の心情を十分配慮する。
- 4 身元の判明しない遺骨は，公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し，身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 5 沿岸市町は，遺体の埋葬に関する被災者からの照会，相談等に対応するため，必要に応じ，遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第20節 廃棄物処理活動

<主な実施機関>

県(環境生活部, 農林水産部, 土木部), 沿岸市町, 東北地方環境事務所

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、県及び沿岸市町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物の処理

- 1 被災沿岸市町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理処分方法を沿岸市町に助言する。
- 3 沿岸市町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 4 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
- 5 県及び沿岸市町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

第3 処理体制

- 1 県は、発災直後から、沿岸市町を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。
- 2 沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 3 沿岸市町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 4 県は、沿岸市町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場

合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、環境省に対して支援を要請する。

- 5 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

第4 処理方法

- 1 県民は、廃棄物を分別して排出するなど、沿岸市町の廃棄物処理活動に協力する。
2 沿岸市町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。

(1) ごみ処理

沿岸市町は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(2) 災害廃棄物

イ 沿岸市町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

ロ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

ハ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

イ 沿岸市町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

ロ 県は、被災市町と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。

ハ 沿岸市町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第5 推進方策

- 1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- 2 県及び沿岸市町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第6 海に流出した災害廃棄物の処理

県及び沿岸市町は、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じる。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第21節 社会秩序維持活動

<主な実施機関>

県(環境生活部), 沿岸市町, 県警察本部, 東北経済産業局, 第二管区海上保安本部

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震・津波災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため県、沿岸市町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 生活必需品の物価監視

- 1 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国(内閣府、農林水産省、経済産業省等)及び沿岸市町と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。
- 2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき当該物資の保管命令又は収用を行う。
- 3 沿岸市町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 警察の活動

- 1 被災地及びその周辺(海上を含む。)において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- 2 県公安委員会は、発生した地震・津波の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握

に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4 第二管区海上保安本部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第22節 教育活動

<主な実施機関>

県(総務部, 教育庁), 沿岸市町

第1 目的

県及び沿岸市町の教育委員会並びに私立学校等設置者は、大規模地震・津波災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等、幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等、幼児の教育対策等必要な措置を講じる。

第2 避難措置

学校等の校長等は、地震・津波災害が発生した場合又は沿岸市町長等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校園時の措置

(1) 地震・津波発生直後の対応

地震・津波発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

(3) 校内外活動時の対応

遠足等校外活動時に地震・津波が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校園時及び休日等の状況把握

登下校園時及び夜間・休日等に地震・津波が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。

その際、迎えに来た保護者も同様に校園内保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても校内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 学校等施設等の応急措置

県及び沿岸市町教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校等

(1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び沿岸市町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 私立学校等

(1) 私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県に報告する。

(2) 私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に県に報告する。

3 社会教育施設、社会体育施設

(1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び沿岸市町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第4 教育の実施

1 公立学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

イ 教育委員会は、校園内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

ロ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

第5 心身の健康管理

県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の調達

沿岸市町は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第7 給食

1 沿岸市町及び沿岸市町教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。

2 沿岸市町及び沿岸市町教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

3 伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第8 修学支援

県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。

第9 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに沿岸市町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 沿岸市町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、沿岸市町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。
- 3 沿岸市町は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 県教育委員会は、速やかに国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 県教育委員会は県指定の文化財について、沿岸市町教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 5 沿岸市町教育委員会は沿岸市町指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

<主な実施機関>

県(総務部), 防災関係機関

第1 目的

大規模地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2 緊急使用のための調達

1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

なお、沿岸市町についても県に準じて対応する。

2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、沿岸市町へ要請する。

第3 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 労働者の供給

県は、応急措置を講じるために必要な労働者を公共職業安定所を通じて雇用し、必要箇所に迅速に供給する。

第5 応援要請による技術者等の動員

県・沿岸市町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要な技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

知事又は沿岸市町長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

知事又は沿岸市町長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の沿岸市町の職員派遣のあっせんにを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんにを求める理由
- (2) 派遣のあっせんにを求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第6 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令等

- (1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- イ 医師，歯科医師又は薬剤師
- ロ 保健師，助産師又は看護師
- ハ 土木技術者又は建築技術者
- ニ 大工，左官又はとび職
- ホ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- ヘ 鉄道事業者及びその従事者
- ト 自動車運送業者及びその従事者
- チ 船舶運送業者及びその従事者
- リ 港湾運送事業者及びその従事者

- (2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

救助のため管理，使用，収用できるもの，また，保管させることができるものは次のとおりである。

イ 応急措置を実施するため特に必要と認める施設，土地，家屋若しくは物資で知事が管理し，使用し，又は収用することが適当と認めるもの。

ロ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で，知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

(4) 保管命令対象者

病院，診療所，旅館その他政令で定める施設を管理し，土地，家屋若しくは物資を使用し，物資の生産，集荷，販売，保管若しくは輸送を業とする者。

第24節 公共土木施設等の応急対策

<主な実施機関>

県，県警察本部，沿岸市町，東北地方整備局，第二管区海上保安本部，東日本高速道路(株)東北支社，東京航空局仙台空港事務所，東日本旅客鉄道(株)仙台支店，仙台空港鉄道(株)，阿武隈急行(株)，宮城県道路公社，仙台市交通局

第1 目的

道路，鉄道等の交通基盤，港湾，漁港，河川及びその他の公共土木施設は，県民の日常生活及び社会・経済活動はもとより，大規模地震・津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため，これらの施設の管理者については，それぞれ応急体制を整備し，相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また，沿岸部では震災による地盤沈下が生じ，海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり，早急な対応に努める。

第2 交通対策

1 道路

県公安委員会は，津波襲来のおそれがあるところでの交通規制，避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に配慮しつつ，あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は，情報板などにより，津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし，避難所へのアクセス道路等について，道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 海上及び航空

第二管区海上保安本部及び港湾管理者は，海上交通の安全を確保するため，船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には，船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じ，港湾管理者は，港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。

空港管理者は，津波の襲来するおそれがある場合，速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに，利用者に対し，津波の襲来のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道

鉄道事業の管理者は，走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合，津波の襲来や津波襲来後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

1から3に掲げる施設の管理者は，船舶，列車等の乗客や駅，空港，港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第3 道路施設

1 県及び沿岸市町の対応

(1) 県土木部及び沿岸市町の対応

イ 緊急点検

道路管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

ロ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ハ 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震・津波発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

ニ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、県及び沿岸市町との情報の共有化に努める。

(2) 県農林水産部及び沿岸市町の対応

イ 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合は、関係機関と協議して交通の確保に努める。

ロ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ハ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検

被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、交通情報モニター等からの情報の収集に努める。

(2) 災害時の応急措置

パトロールによる巡回の結果等により、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。

緊急輸送道路については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、路側放送等で道路利用者へ提供する。

(4) 応急対策

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

(5) 工事中の道路に関する対策

工事中箇所の被災内容を把握し、必要に応じて対策を講じる。

3 東日本高速道路㈱東北支社の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、管理事務所等においては、速やかに巡回を実施する。

(2) 体制

災害発生時には、その状況に応じて東北支社内及び管理事務所等に災害対策本部を設置する。

(3) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(4) 道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。

(5) 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

4 宮城県道路公社の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、速やかに巡回を実施する。

(2) 体制

災害発生時には、その状況に応じて災害対策本部を設置する。

(3) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(4) 道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。

(5) 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

第4 海岸保全施設

1 緊急点検

海岸管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震・津波発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には沿岸市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第5 河川管理施設

1 県の対応

(1) 緊急点検

河川管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

(2) 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や余震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第6 港湾施設

1 県の対応

港湾管理者は、津波の危険が無くなった後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

港内には多くの瓦礫等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無及び水深の調査に係る深浅測量を実施後、各港毎に優先順位を付け、国の関係機関と協力し、啓開作業を実施する。

2 東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

3 第二管区海上保安本部の対応

(1) 緊急輸送路の確保

国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。

(2) 航路障害物の除去

港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。

(3) 安全情報の提供ほか

無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。

第7 漁港施設

漁港管理者(県及び沿岸市町)は、津波の危険性が無くなった後に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

漁港の航路・泊地内には多くの瓦礫や漁具等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無を確認後、漁港毎に優先順位を付け、啓開作業を実施する。

第8 空港施設

1 東北地方整備局の対応

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

2 東京航空局仙台空港事務所の対応

(1) 災害復旧活動の実施

航空保安施設等の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 災害応急対策の実施

発災後3日以内の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策を行い、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機(ヘリコプターを含む)の利用を可能とし、こうした活動の拠点として機能させる。その上で、航空輸送上の重要性に応じ、出来るだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。

3 旅客対策

(1) 乗客・乗員の安全確保

空港管理者及び関係者は、津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返させ、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。

(2) 避難場所への誘導

空港管理者及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。

(3) 情報伝達手段の確保

空港管理者及び関係者は、津波警報等の情報や空港における避難指示等について、旅客等へ確実に周知するため、館内放送と口頭伝達の組み合わせ等、複数の

伝達手段を組み合わせるにより伝達を行う。

第9 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

- (1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 仙台支社対策本部

- (イ) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
(ロ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。
(ハ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ロ 現地対策本部

- (イ) 現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。
(ロ) 本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

- (2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

イ JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びFAXを整備する。

ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

- (3) 気象異常時の対応

イ 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

※ SI値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したもの。

- (4) 旅客及び公衆等の避難

イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘

導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

- イ 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

- イ 大津波警報または津波警報が発表された場合は運転規制等を実施する。
- ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。

2 仙台空港鉄道株式会社

(1) 津波注意報が発令されたとき

- イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。
- ロ 津波警報に切り替わることを想定して、津波警報が発令されたときの計画を検討すること。

(2) 津波警報が発令されたとき

- イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。
- ロ 通報を受けた関係駅長及び保守担当所長は、警備体制をとること。
- ハ 運輸指令員は、津波到達の予想時刻の30分前までに、運転規制区間に進入する列車の運転を見合わせる手配をとること。

また、運転規制区間内にある列車については速やかに運転規制区間外に移動又は進出させる手配をとること。

- ニ 運輸指令員は、運転規制区間内の駅構内に留置してある車両を把握し、駅長と協議のうえ必要により運転規制区間外に移動又は進出させる手配をとること。

(3) 津波警報が解除されたとき

- イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。
- ロ 保守担当所長は、警報解除後に巡回点検を行い、巡回点検状況により運転規制の解除要請をすること。
- ハ 巡回点検状況については、運輸指令員に報告すること。
- ニ 列車運転見合わせ解除の指令は、保守担当所長の解除要請を受け、運輸指令員が行うこと。
- ホ 警報解除後の初列車で速度規制を行い、異常のないことを確かめ運転規制を

解除すること。

列車の速度は、35km/h以下に低下して運転する。

(4) 津波予報の伝達方

津波予報を受信した、運輸指令員は直ちに関係箇所へ速報すること。

(5) 巡回点検について

イ 保守担当所長は、あらかじめ点検する箇所を定めて関係社員に周知しておく。

ロ 津波警報等が解除された後に、定められた箇所の点検を実施すること。

第10 農地、農業施設

県及び沿岸市町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震・津波発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 地震・津波により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。

また、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第11 都市公園施設

都市公園施設管理者は、地震・津波発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第12 廃棄物処理施設

- 1 沿岸市町は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、沿岸市町が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

- 3 津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。
- 4 県及び沿岸市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 6 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第13 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施(原則として津波被害のない区域)

県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、沿岸市町、関係団体との連絡体制整備に努める。

- 1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に沿岸市町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。
- 2 沿岸市町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- 3 被災宅地の危険度判定業務は、沿岸市町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。
- 4 県は沿岸市町の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第14 県自らが管理又は運営する施設に関する方針

- 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設
県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。
(1) 各施設に共通する事項

イ 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

- (イ) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- (ロ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

ロ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ニ 出火防止措置

ホ 飲料水、食料等の備蓄

ヘ 消防用設備の点検、整備

ト 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

イ 病院、療養所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

ロ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(イ) 当該学校等が、所在沿岸市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(ロ) 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合(たとえば特別支援学校等)のこれらの児童生徒等の安全確保のための必要な措置

ハ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、第14の1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

イ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

ロ 無線通信機等通信手段の確保

ハ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3-24 公共土木施設等の応急対策

(2) 県は、沿岸市町地域防災計画等に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 県は、沿岸市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、施工者は、原則として工事を中断する。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

<主な実施機関>

県(総務部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 関東東北産業保安監督部東北支部,
沿岸市町, 東日本電信電話(株)宮城支店, 東北電力(株)宮城支店,
(社)宮城県エルピーガス協会, 石巻ガス(株), 塩釜ガス(株), 古川ガス(株)

第1 目的

大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し, 県民の生命, 身体財産が危険にさらされることとなることから, ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため, 震災時においては, 発災後直ちに, 専門技術をもつ人材等を活用して, それぞれの所管する施設, 設備の緊急点検を実施するとともに, 被害状況を迅速かつ的確に把握し, 二次災害の防止, 被災者の生活確保を最優先に, 必要な要員及び資機材を確保するとともに, 防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め, 必要に応じ, 広域的な応援体制をとるよう努める。

なお, 県及び沿岸市町は, 情報収集で得た航空写真・画像等については, ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため, ライフライン事業者等の要望に応じて, 情報提供に努める。

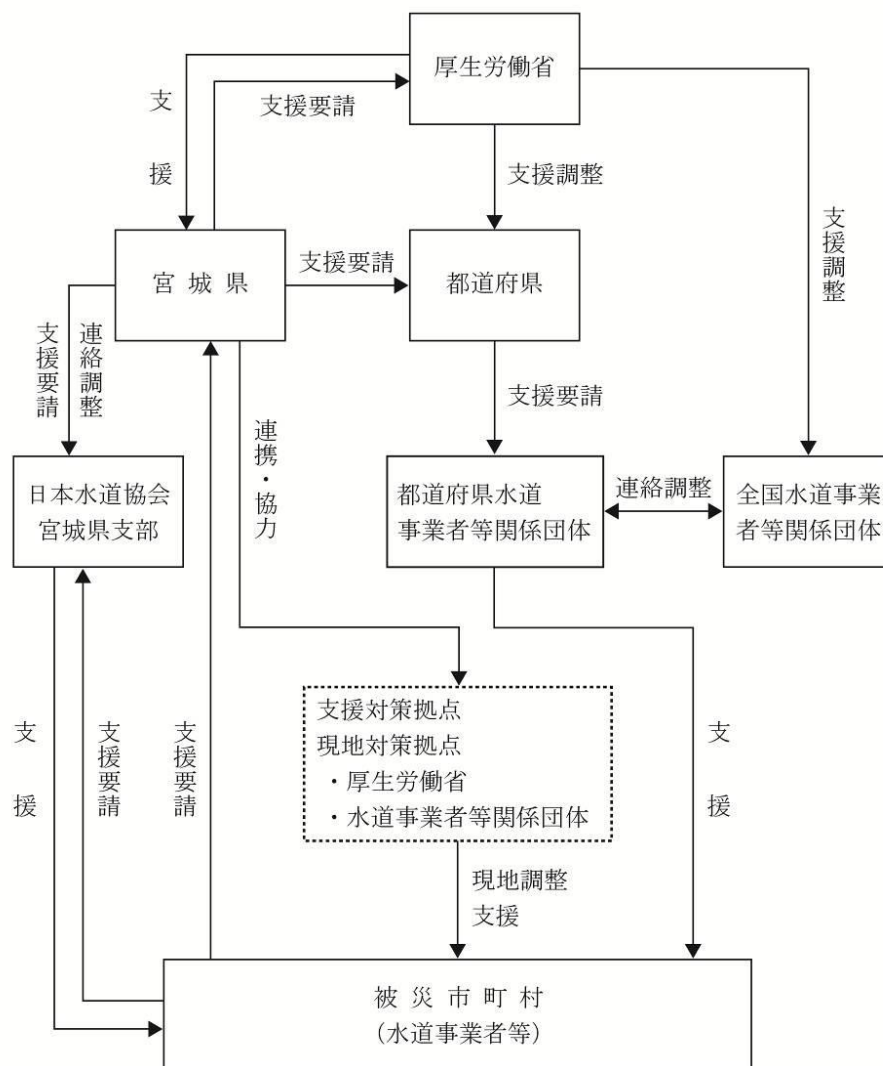
第2 水道施設

- 1 水道事業者等は, 地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し, 被害の拡大防止を図るとともに, 応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- 2 水道事業者等は, 応急復旧計画に基づき, 取水, 導水, 浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- 3 県は, 沿岸市町から応急復旧活動に必要な資機材, 技術者等について応援要請があった場合は, 日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い, 被災状況から判断して必要があると認める場合には, 厚生労働省等に対して支援を要請する。
- 4 水道事業者等は, 被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して, 仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。
また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。
- 5 水道事業者等は, 応急給水場所, 時間, 復旧の見通し等について広報し, 放送媒体等を通じて住民に周知する。

6 水道事業者等は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフローにより行う。

応急給水フローチャート



第3 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場

下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

3 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第4 工業用水道施設

大規模地震・津波による給水施設の被害を最小限に食い止め、漏水等による二次被害や生産活動停止による経済的損失を最小限に止めるためにも、迅速な応急復旧活動を実施することを基本として、次の対策を講じる。

1 迅速な応急復旧活動の実施

地震・津波発生後速やかに施設の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、あらかじめ備蓄しておいた資機材を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

2 ユーザーへの情報提供

ユーザーに対しては、被害状況及び復旧活動の経過について正確な情報提供を行い、工業用水の供給停止等に対する理解と協力を得るよう努める。

第5 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

- (2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- イ 現地調達
- ロ 対策組織相互の流用
- ハ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

イ 火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ロ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、仮復旧を迅速に行う。

ハ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。

ニ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

ホ 通信設備

可搬型電源，衛星通信設備(可搬型)，移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は，通常作業に比し悪条件のもとで行われるので，安全衛生については十分配慮して実施する。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は，大規模地震・津波発生時には，被災した家屋等において，液化石油ガス施設による災害が発生しないように，次の対策を講じる。

イ 応急措置と応援要請

直ちに情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後，被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって，二次災害を食い止めるとともに，緊急時連絡体制に基づき，(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ロ 緊急点検

供給全戸を訪問し，作動した各安全器の復帰を含めた，各設備(特に埋設管や地下ピット)の緊急点検等を実施する。その際，被害の状況(配管の破損，ガス漏れ，容器の転倒，接続部のはずれの有無等)の把握に努める。結果は(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ハ 応援体制

直接被災しなかった場合は，供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し，応援に急行する。

ニ 情報提供

被災の概況，復旧の現状と見通し等について，(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に適宜，情報の提供を行う。

(2) (社)宮城県エルピーガス協会は，各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに，機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。

- (3) 県は上記(1), (2)の各内容に関して, 適宜情報を収集し, 関係機関間の調整を図ることによって, 二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は, 災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは, 液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令, 禁止その他の措置をとる。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は, 大規模地震・津波発生時には, 被災した家屋等において, 都市ガス施設による災害が発生しないように, 次の対策を講じる。

イ 製造所の緊急点検と復旧対策

地震の規模に応じて, 製造所の設備を緊急停止させ, 緊急点検及び被災部分の応急措置を行い, 二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第, 安全性を確認の上, ガスの製造を再開する。

ロ 各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し, 次いで情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後, 被災した地区に急行して必要な措置をとることによって, 二次災害を食い止める。

施設や住居, 道路等の被害状況や, 施設の点検結果によっては, ガスの供給を地域的に遮断し, 安全を確保した地区から, 速やかにガスの供給を開始する。

なお, 供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

(イ) 供給停止地域の閉栓

(ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化(公共施設が存在するブロックを優先させる。)

(ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査

(ニ) 本支管, 供給管漏洩箇所修理

(ホ) 内管検査及び修理(家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合, 供給管を切断し遮断する。)

(ヘ) 開栓

ハ 応援体制

災害の規模に応じて, 「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」(日本ガス協会)に基づき, 日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

ニ 広報の実施

被災の概況, 復旧の現状と見通し等について, 関係機関に適宜, 情報の提供を行う。

利用者に対しては, 広報車等により, ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

- (2) 県は、上記(1)の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関(特に(社)宮城県エルピーガス協会)の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧(カセットコンロの確保等、液化石油ガスの提供)について支援する。
- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第7 電信・電話施設

- 1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。
 - (1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。
 - (2) 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。
 - (3) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。
- 2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。
 - (1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。
 - (2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。
 - (3) 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第26節 危険物施設等の安全確保

<主な実施機関>

県(総務部, 環境生活部, 保健福祉部), 沿岸市町, 県警察本部,
関東東北産業保安監督部東北支部, 第二管区海上保安本部, 石巻ガス(株),
塩釜ガス(株), 古川ガス(株)

第1 目的

大規模地震・津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

第2 住民への広報

県、沿岸市町及び危険物施設等の管理者は、地震・津波の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第3 危険物施設

1 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

2 海上における第二管区海上保安本部の応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

3 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに第二管区海上保安本部、所轄消防署、関係沿岸市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。
また、必要に応じ、所在市町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。
- (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

イ 大量油の排出があった場合

- (イ) オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- (ロ) 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- (ハ) 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- (ニ) 排出された油の回収を行う。
- (ホ) 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。
なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

ロ 危険物の排出があった場合

- (イ) 損傷箇所の修理を行う。
 - (ロ) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
 - (ハ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
 - (ニ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
 - (ホ) 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。
 - (ヘ) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
 - (ト) 消火準備を行う。
- (3) 第二管区海上保安本部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第4 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 2 県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。
- 3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第5 火薬類製造施設等

- 1 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - (1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - (2) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。
- 2 消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。
- 3 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する製造業者、販売業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 4 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

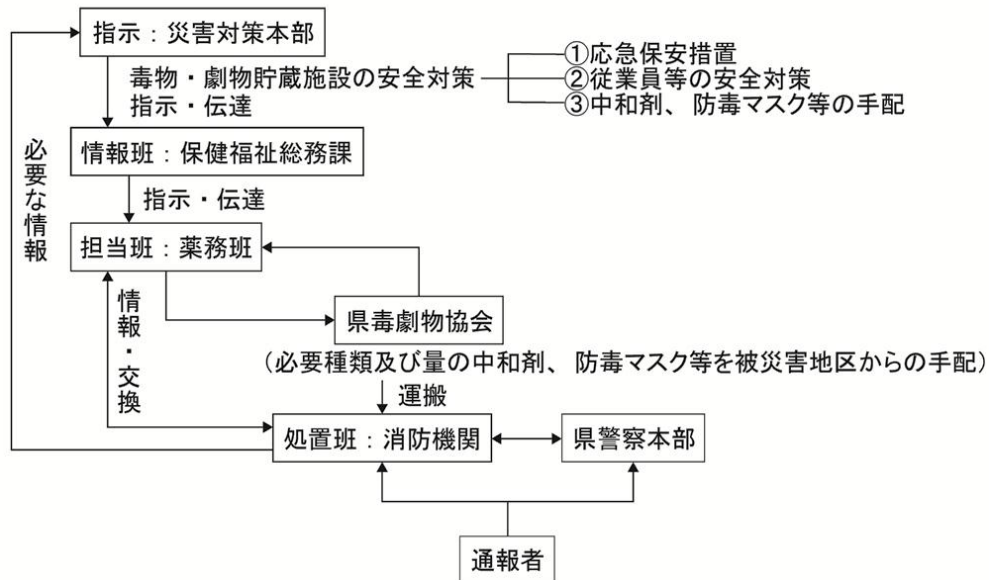
第6 毒物・劇物貯蔵施設

- 1 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- 2 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。
- 3 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 4 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフ

ローは、下図のとおりである。

情報の収集、伝達及び必要物等の手配



- 5 災害による有害大気汚染物質(重金属類)やアスベスト等の粉じんなど(毒物劇物)の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

第7 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第27節 農林水産業の応急対策

<主な実施機関>

県(環境生活部, 農林水産部), 沿岸市町

第1 目的

大規模地震・津波により, 農業生産基盤, 林道, 養殖施設等への施設被害のほか, 畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料, 電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため, 県, 沿岸市町, 及び各関係機関は, 相互に連携を保ちながら, 被害を最小限に食い止めるため, 的確な対応を行う。

第2 農業

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し, 農業生産の安定を期すため, 県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ, 県に「農林業災害対策本部」を, 各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し, 関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。

2 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については, 土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており, 県は営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壌中に残留する過剰な塩分は, 十分な量の真水で流し出すことを基本とし, 津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については, 移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

県は, 必要に応じて, 農業機械化センター等が保有する農業機械の確保について総合調整を行うとともに, 営農機材の購入のあっせんを行う。

(2) 営農用資材

イ 県は, 稲・麦・大豆種子については, 播種可能な期間中に直ちに対応できるよう備蓄種子の供給に関し, 社団法人宮城県農業公社を指導するなど, 確保のための対策を講じる。

ロ 県は, 肥料, 農薬, 野菜種子, 飼料等について, 必要に応じ確保, あっせんのための対策を講じる。

4 家畜伝染病の発生予防

(1) 県は, 家畜の伝染性疾病の発生を予防し, 又はまん延を防止するため必要があると認められるときは, 家畜の検査, 注射又は薬浴を実施する。

(2) 防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。

- イ 患畜又は疑似患畜の隔離，係留，移動の制限その他の措置
- ロ 殺処分又は死体の焼却，埋却
- ハ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

5 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき，県は死亡獣畜の検査を行う。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合，県は家畜の所有者に対して，自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ，適正に処理させる。
- (3) 死亡獣畜取扱場又は化製場への搬送が不可能な場合，県は家畜の所有者に対し，死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い，適正な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については沿岸市町が行い，沿岸市町から要請があった場合，県は，必要な指導・助言，その他の支援を行う。

6 応急技術対策

(1) 農作物

イ 水稻

- (イ) 津波による浸水があったほ場では，海水の早期排水に努めるとともに，十分な真水が確保できる場合には，掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。
- (ロ) 用排水路・けい畔等が損壊し，水不足が発生した場合，損壊箇所の修復を行い，用水の確保を図る。

ロ 畑作物

- (イ) 散水による除塩を基本とするが，湛水が可能な場合は，十分な真水で過剰な土壌中の塩分を流し出す。
- (ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め，回復不能な場合は，代替作物等の手当を行う。

ハ 果樹

被害を受けた樹園地では，へドロ等の堆積物を除去，園地の除塩対策を行う。
また，かん水用の真水の確保に努める。

ニ 施設園芸

海水が流入した場合，草勢の回復は望めないため，へドロ等の堆積物を除去し，園地の除塩対策を優先して行き再生産を目指す。

- (イ) 雨水の利用，海水淡水化装置，水道水の利用等により，かん水用の真水を

確保する。

- (ロ) 漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。
- (ハ) 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。
- (ニ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

(2) 畜産

- イ 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。
 - (イ) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
 - (ロ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。
- ロ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。
- ハ 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。
- ニ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。
- ホ 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。
- ヘ 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

(3) 養蚕

- イ 蚕室・上簇室の暖房器具、循環扇等の安全点検後、適正な飼育環境の確保に努める。
- ロ 蚕室への浸水、蚕座の転倒や簇器の落下があった場合、蚕座・蚕室の清掃・消毒を実施し、新鮮な桑の給与を行う。
- ハ 津波被害を受けた桑園では、ヘドロ等の堆積物を除去、桑園の除塩対策を行う。また、かん水用の真水の確保に努める。
- ニ 法面の崩壊が生じた場合、安全確認後に修復を行う。

7 沿岸市町の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。
- (2) 沿岸市町は、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第3 林業

津波による物的被害の軽減のために、構造物による対策に加え防潮林(潮害防備保安

林)による対策を講じる。成長した防潮林は、海岸景観を形成するとともに、津波対策に加え、潮風・潮水による塩害防止、飛砂防止などが期待される。

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

2 応急対策

- (1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、沿岸市町、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第4 水産業

1 応急対策

- (1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて沿岸市町、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

2 資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

3 応急技術対策

- (1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。
- (2) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

<主な実施機関>

県(環境生活部, 農林水産部, 土木部, 企業局), 県警察本部, 沿岸市町,
各防災関係機関

第1 目的

二次災害とは、地震や津波による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動

1 県及び沿岸市町又は事業者の対応

- (1) 県及び沿岸市町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気, 上下水道, ガス, 通信施設)及び公共施設(道路, 鉄道, 水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について市町に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、沿岸市町等事業者を指導する。
- (3) 消防職団員, 水防団員, 警察官, 自衛隊員や沿岸市町職員など, 救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保, 二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故, 漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況, 復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 水道事業者は、漏水による道路陥没等の発生, 汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止, 終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、あわせ被害状況, 復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

- (7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所の降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

県及び沿岸市町は、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、沿岸市町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3 高潮・高浪・波浪

県及び沿岸市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事等の対策を行う。

4 爆発危険物等

原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 余震・誘発地震

県及び沿岸市町又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津

波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

7 海岸漂着危険物

県及び沿岸市町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

8 現場作業員への配慮

県及び沿岸市町又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、余震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第3 風評被害等の軽減対策

1 県及び沿岸市町は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第29節 応急公用負担等の実施

＜主な実施機関＞

県，沿岸市町，県警察本部，自衛隊，第二管区海上保安本部

第1 目的

大規模地震・津波災害が発生し，又は発生が予想される場合において，応急措置を実施するため，特に必要があると認めるときは，施設，土地，家屋又は物資を管理し，使用し，収用し，もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより，必要な措置を図る。

第2 応急公用負担等の権限

1 沿岸市町長

(1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは，次の措置を取ることができる。

イ 沿岸市町の区域内の私有の土地，建物その他の工作物を一時使用し，又は土石，竹木その他の物件を使用し，若しくは収用すること。

ロ 災害を受けた工作物又は物件で，当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ハ 沿岸市町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は，その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官又は海上保安官

沿岸市町長若しくはその職権の委任を受けた沿岸市町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは，沿岸市町長の職権を行うことができる。この場合においては，直ちにその旨を沿岸市町長に通知しなければならない。

3 知事

(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において，次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは，従事命令，協力命令又は保管命令を発し，施設，土地，家屋若しくは物資を管理，使用又は収用することができる。

イ 被災者の救援，救助その他保護に関する事項

ロ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

ハ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

ニ 清掃，防疫その他保護衛生に関する事項

ホ 犯罪の予防，交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

へ 緊急輸送の確保に関する事項

ト その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(2) 災害の発生により、沿岸市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める沿岸市町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

4 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を收容することができる。

第3 立入検査等

- 1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋もしくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 県の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 県の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第4 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、沿岸市町長又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - イ 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間
 - ロ 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ハ 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消し

たときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。
- 2 県は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 3 県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第30節 ボランティア活動

<主な実施機関>

県(環境生活部, 経済商工観光部, 保健福祉部, 土木部), 沿岸市町,
日本赤十字社宮城県支部, 県社会福祉協議会, ボランティア関係団体

第1 目的

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては, 多くの人員を必要とするため, 県及び沿岸市町は, ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て, 効果的な応急対策, 復旧・復興対策を実施する。

その際, 社会福祉協議会等が中心となって, 速やかに災害ボランティアセンターを設置し, 全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援, 調整し, 被災住民の生活復旧を図るとともに, 専門的なボランティアニーズに対しては, 行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受入れ調整組織としては, 社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって, 沿岸市町レベル, 県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し, 相互に連携の上, 日本赤十字宮城県支部, 災害ボランティア関係団体等とも連携を図り, 活動を展開する。

なお, ボランティアの受入れに際しては, 活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに, ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 沿岸市町災害ボランティアセンター

沿岸市町社会福祉協議会が中心となって設置し, 基礎的ボランティアセンターとして, 地域ボランティアの協力を得ながら, 被災住民のニーズの把握, ボランティアの募集, 受付, 現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置し, 全国社会福祉協議会等の応援も得ながら, 沿岸市町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し, 被災沿岸市町間のボランティアの調整等を行う。

なお, 被災の規模により, 必要に応じて, 県災害ボランティアセンターの支部を沿岸市町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部, ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは, 被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及び

ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 行政の支援

県及び沿岸市町は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、沿岸市町は沿岸市町災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣(県は沿岸市町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。)
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

第3 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。

主な受入れ項目	担当部局
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部
ロ 被災建築物応急危険度判定	土木部
ハ 被災建築物危険度判定	土木部
ニ 防災関係施設診断	土木部
ホ 外国人のための通訳	経済商工観光部
ヘ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
ト 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部
チ その他専門的知識が必要な業務	各部局

なお、沿岸市町においても、県に準じた体制を敷く。

第4 NPO/NGOとの連携

県及び沿岸市町は、一般ボランティアの受入れ体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第31節 海外からの支援の受入れ

<主な実施機関>

県(総務部, 経済商工観光部)

第1 目的

大規模地震・津波災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、国と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援に一義的に対応するのは、国の役割となっているが、具体の被害を把握し、かつ沿岸市町との連絡調整を実施する機関として県が位置づけられることから、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

- 1 救援隊の派遣内容
 - (1) 協力内容, 人数, 派遣日程
 - (2) 受入れ方法
 - (3) 案内, 通訳の必要性
- 2 救援物資の内容
 - (1) 品名, 数量
 - (2) 輸送手段, ルート
 - (3) 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察, 消防, 自衛隊及び航空会社, トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。